

第4章



月の明かりが指す場所

犯罪をした者等の特性に応じた 効果的な指導の実施等のための取組

第1節 特性に応じた効果的な指導の実施等 84

第1節 特性に応じた効果的な指導の実施等

1 刑事司法関係機関におけるアセスメント機能の強化と関係機関等が保有する情報の活用【施策番号 50】

法務省は、刑事施設において、犯罪者処遇の基本理念となっている「RNR原則^{*1}」にのっとった処遇を実施するため、平成29年11月から「受刑者用一般リスクアセスメントツール」（以下「Gツール」という。）（資4-50-1参照）を活用している。Gツールは、原則として、全受刑者を対象としており、入所時等に実施する刑執行開始時調査において、これまでの受刑回数や犯罪の内容等、主に処遇によって変化しない要因（静的領域の要因）から、出所後2年以内に再び刑務所に入所する確率を推定するものである。Gツールの実施結果については、犯罪傾向の進捗の判定や各種改善指導プログラム（【施策番号62】参照）の対象者選定の際の基礎資料として活用している。令和7年2月からは、静的領域に加え、本人の価値観や認知の偏り等、刑事施設内における指導等を通じて今後も変化し得る要因（動的領域の要因）及び評価への意識や矯正処遇への動機付け、小児期逆境体験等、処遇の浸透のしやすさ等に関わる要因（個別特性領域の要因）の定量的把握ができるよう、Gツールを改訂した「受刑者用一般リスクアセスメントツール改訂試行版」の運用を開始した。また、令和5年12月からは、刑事施設の長からの依頼に基づく少年鑑別所における処遇鑑別も活用しており、若年者を対象とする鑑別等を通じて蓄積した少年鑑別所の専門的知識及び技術について、若年受刑者を始めとする受刑者に対する処遇に活用することにより、一層の充実を図っている。

少年鑑別所では、法務省式ケースアセスメントツール（以下「MJCA^{*2}」という。）（資4-50-2参照）を用いて、鑑別対象少年の再非行の可能性及び教育上の必要性を定量的に把握し、その情報を少年院や保護観察所等の関係機関へと引き継いでいる。非行名や動機から、性非行に係る再非行の可能性及び教育上の必要性を定量的に把握する必要があると判断した場合には、MJCAに加え、性非行に特化した法務省式ケースアセスメントツール（性非行）（MJCA（S））を実施している。

また、少年院在院者に対し、少年鑑別所が積極的に処遇鑑別を行い、面接や各種心理検査、行動観察のほか、MJCAの再評価等を通じて、少年院入院後の処遇による変化等を把握・分析し、社会復帰後も見据えた処遇指針を提案している。加えて、少年院在院者を、1週間程度、一時的に少年鑑別所に移して生活させ、集中的にアセスメントを行う収容処遇鑑別を実施している。さらに、児童自立支援施設^{*3}や児童養護施設^{*4}の求めによりアセスメントを実施するなど、少年保護手続のあらゆる場面・段階において、必要なアセスメントを行う取組を推進している。

※1 RNR原則
リスク原則（Risk）、ニーズ原則（Needs）、レスポンシビティ原則（Responsivity）から成り立っており、再犯防止に寄与する処遇をするためには、対象者の再犯リスクの高低に応じて、犯罪や非行を誘発する要因に焦点を当てて、対象者に合った方法によって実施する必要があるという考え方のこと。

※2 MJCA
Ministry of Justice Case Assessment tool の略称。

※3 児童自立支援施設
非行問題を始めた児童の行動上の問題や、家庭環境等の理由により生活指導等を要する児童に対応する児童福祉法に基づく施設。

※4 児童養護施設
保護者のない児童や保護者に監護させることが適当でない児童に対し、安定した生活環境を整えるとともに、生活指導、学習指導、家庭環境の調整等を行いつつ養育を行い、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援する児童福祉法に基づく施設。

さらに、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の一部施行により令和5年12月からは、懲役又は禁錮の刑の執行を受ける20歳以上の受刑者、仮釈放者、保護観察付執行猶予者についても鑑別の対象となった。このうち、若年受刑者については、特に「若年受刑者ユニット型処遇」や「少年院転用型処遇」（【施策番号56】参照）の対象者を中心に、処遇要領の策定や処遇の経過を踏まえた処遇指針の提案等を観点とした鑑別を重点的に実施することとしているほか、上記以外の受刑者についても、刑事施設の長からの依頼に応じ、釈放後の関係機関による支援を見据えた課題、被害等に対する認識等の把握等を観点とした鑑別を実施している。

保護観察所では、保護観察対象者に対して効果的な指導・支援を行うためのアセスメントツール（以下「CFP^{※5}」という。）（資4-50-3参照）を開発し、令和3年1月から実施している。CFPは、保護観察対象者の特性等の情報について、犯罪や非行に結び付く要因又は改善更生を促進する事項を抽出し、それぞれの事項の相互作用、因果関係等について分析して図示することにより、犯罪や非行に至る過程等を検討し、再犯リスクを踏まえた適切な処遇方針の決定に活用するものである。引き続き、保護観察所における活用状況をモニタリングしつつ、保護観察終了後も見据えた刑事司法関係機関や医療・保健・福祉機関等との連携にも資するものとするを目標としている。

そのほか、一部の刑事施設及び保護観察所において、多角的な視点から適切にアセスメントを行い、それに基づく効果的な指導等を実施するため、必要に応じて、刑が確定した場合に弁護士から提供される更生支援計画書^{※6}等の処遇に資する情報を活用する取組の試行を平成30年度から開始し、試行の結果を踏まえて、令和5年度からは、同取組を全国の刑事施設及び保護観察所において実施している。

また、少年院や保護観察所では、家庭裁判所の少年調査記録や少年鑑別所の少年簿に記載された情報を引き継ぎ、必要に応じて、在籍していた学校や、児童相談所等の福祉関係機関等からも情報を収集し、これらの情報を踏まえた処遇を実施している。

※5 CFP
Case Formulation in Probation/Parole の略称。

※6 更生支援計画書
弁護士が社会福祉士等に依頼して作成する、個々の被疑者・被告人に必要な福祉的支援策等について取りまとめた書面。

資 4-50-1

受刑者用一般リスクアセスメントツール（Gツール）の概要

受刑者用一般リスクアセスメントツール（Gツール）の概要

※Gは「General」（一般の）の頭文字

Gツールの概要・構成

■受刑者の再犯の可能性、改善更生に向けた処遇の必要性及び処遇上の留意事項を定量的に把握するツール

■Gツール2017：下記のうち静的領域で構成（H29年度運用開始）

■Gツール改訂試行版：動的領域、個別特性領域を加えた下記の3領域で構成（R6年度運用開始）

【調査項目の構成】



Gツールの実施・結果の活用

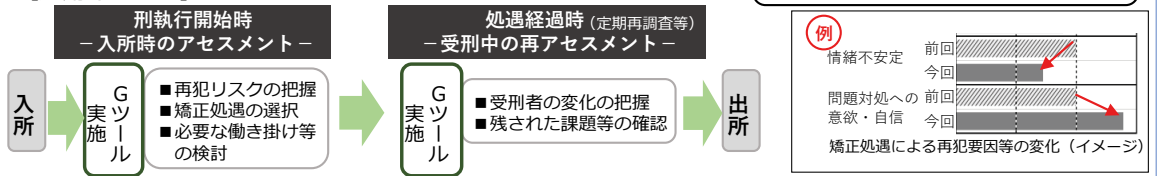
【実施要領】

- ✓対象者・原則として刑事施設に収容された全受刑者
- ✓実施時期・刑執行開始時（確定施設（男性）・処遇施設（女性））
処遇経過時（各施設の実情に応じ、動的領域及び個別特性領域を実施可能）
- ✓実施及び解釈上の留意点・実施手引に従い、他の情報と合わせて総合的に実施

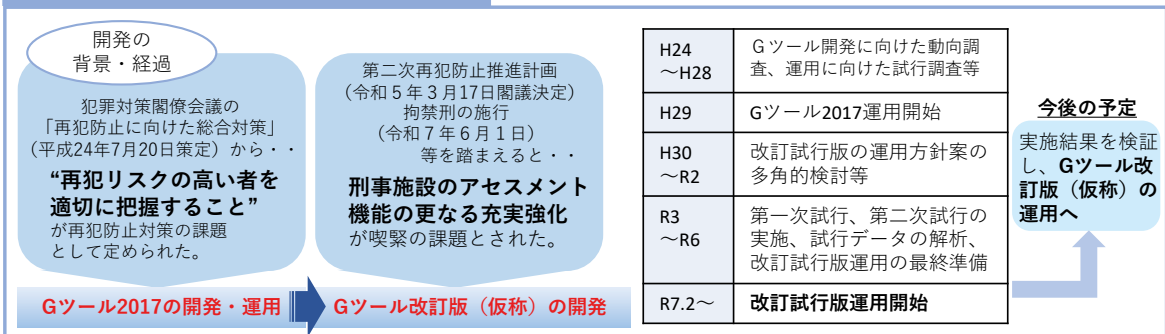
【結果の活用】

- ✓矯正処遇課程等の指定
- ✓処遇要領における矯正処遇の目標、内容等の設定
- ✓特定の改善指導プログラム（薬物、アルコール、暴力）等の対象者選定

【運用イメージ】



開発の背景と経過・今後の予定



出典：法務省資料による。

資 4-50-2 法務省式ケースアセスメントツール (MJCA) の概要

法務省式ケースアセスメントツール Ministry of Justice Case Assessment tool

概要

- 少年鑑別所入所者等の**再非行の可能性**及び**教育上の必要性**を定量的に把握するアセスメントツール
- 平成25年から、全ての入所者に実施
- 諸外国の同種ツールと同等の、**高い信頼性と妥当性を確認**

開発

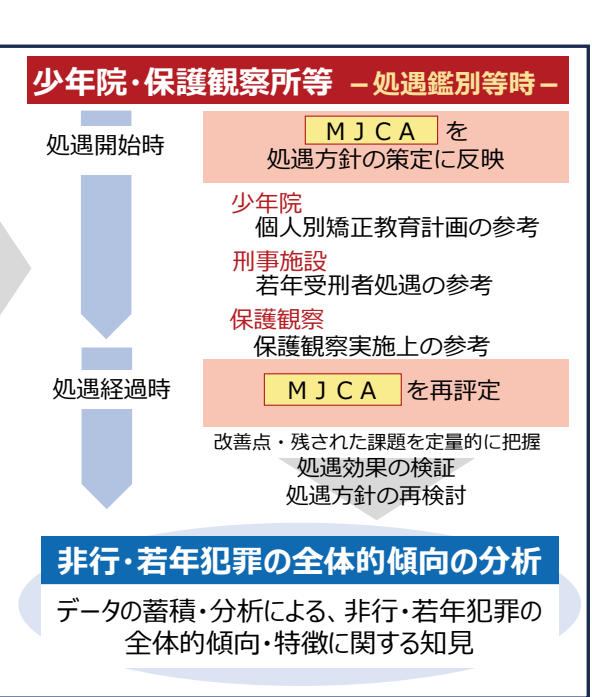
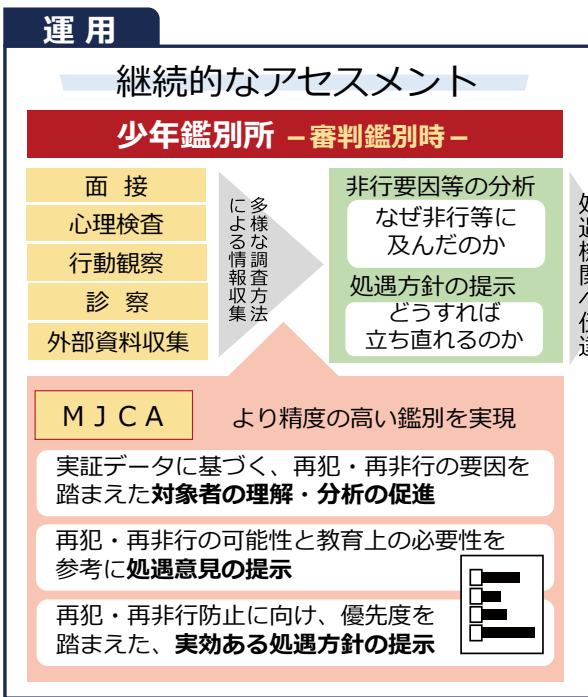
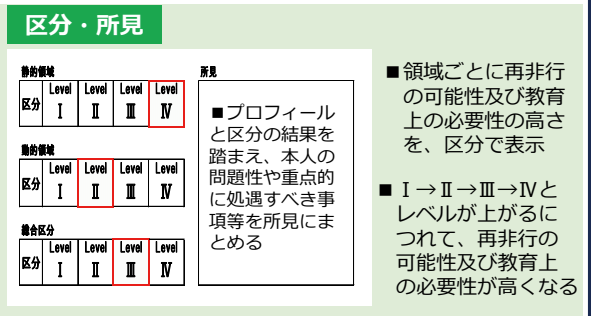
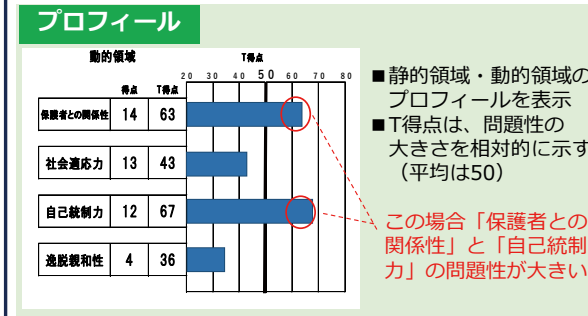
- 少年鑑別所入所者約**6,000名**に対し、2年間、少年鑑別所への再入所の有無を調査し、統計的分析により、**再非行と密接に関連する要因**を特定
- 統計学やリスク・ニーズアセスメントツールに造詣の深い**外部有識者**からの開発に係る手続きや構成等の**継続的な助言**

構成

静的領域	5領域24項目	教育により 変化しない
生育環境	5項目	「家族に少年を虐待する者がいた。」
学校適応	3項目	「学業不振があった。」
問題行動歴	6項目	「小学生時に喫煙又は飲酒があった。」
非行・保護歴	6項目	「財産非行がある。」
本件態様	4項目	「本件は同種事案の再非行である。」

動的領域	4領域28項目	教育により 変化する
保護者との関係性	7項目	「保護者に反発している。」
社会適応力	9項目	「学校生活又は就労生活に対する意欲が乏しい。」
自己統制力	5項目	「欲求不満耐性が低い。」
逸脱親和性	7項目	「法律を軽視している。」

鑑別担当者が、面接、行動観察、外部資料等を踏まえて評価



出典：法務省資料による。

資 4-50-3

Case Formulation in Probation / Parole (CFP) の概要

CFP を活用した保護観察

1 CFP (Case Formulation in Probation/Parole)とは

○保護観察官が保護観察対象者の**アセスメント（見立て）**を行うためのツール

この人の再犯（再非行）を防ぐためには・・・
 ・どれくらい手厚く関わる必要がある？
 ・何を指導（支援）する必要がある？
 ・どのような関わり方をする必要があります？



○令和3年1月から本格導入（試行は平成30年10月から実施）

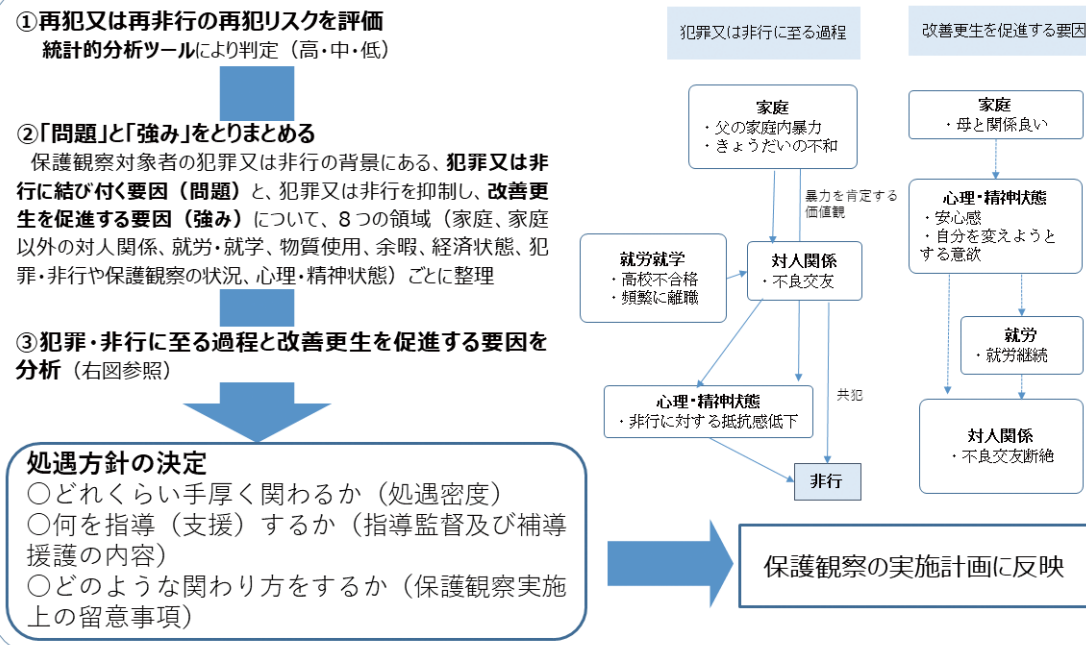
2 CFPの目的

これまで
 保護観察官がアセスメント（見立て）を行う体系的な手法が確立されていない
 ⇒アセスメントや、アセスメントを踏まえた処遇方針の決定が、個々の保護観察官の経験や力量に左右されてしまうことがあった

CFPの導入
 保護観察官は、CFPを活用した体系的なアセスメントを実施
 ⇒より適切に処遇方針を決定
 ⇒より効果的に再犯防止・改善更生を実現

CFPは、犯罪者の再犯防止等に関する理論的・実証的根拠を踏まえて開発されている

3 CFPの内容



出典：法務省資料による。

2 特性に応じた指導等の充実

(1) 性犯罪者・性非行少年に対する指導等

ア 性犯罪者等に対する効果的な指導等の実施【施策番号 51】

法務省は、刑事施設において、特別改善指導（【施策番号 62】参照）として、認知行動療法に基づくグループワークによる性犯罪再犯防止指導（資 4-51-1 参照）を実施し、性犯罪につながる自己の問題性を認識させるとともに、再犯に至らないための具体的な対処方法を考えさせたり、習得させたりするなどしている（令和6年度受講開始人員は544人（令和5年度：526人））。

同指導では、知的能力に制約がある者を対象とした「調整プログラム^{*7}」や、刑期が短いこと等により受講期間を十分確保できない者を対象とした「集中プログラム^{*8}」を開発し、指導の充実を図っている。また、同指導については、令和元年度に効果検証の結果を公表しており、プログラム受講群の方が、非受講群よりも再犯率が10.7ポイント低いことが示され、一定の再犯抑止効果が認められた。令和4年度からは、対象者の達成したい目標や強みをより一層活用するとともに、特定の問題性や特性を有する者にも対応した内容にプログラムを改訂する^{*9}など、刑事施設収容中から出所後までの一貫性のある効果的な指導の充実を図っている。さらに、グループワーク指導担当者が効果的な指導を行うことができるよう、集合研修の充実、指導担当者による事例検討会の定期的な開催、外部の専門家による指導担当者への助言等による指導者育成を行っている。

少年院では、不同意性交等、不同意わいせつといった性非行や、例えば、下着の窃盗等、性的な動機による非行をした在院者に対し、特定生活指導として性非行防止指導（資 4-51-2 参照）を実施しており、令和6年度は、179人（令和5年度：132人）が修了した。また、男子少年院2庁（北海少年院及び福岡少年院）が重点指導施設として指定されており、他の少年院から在院者を一定期間受け入れ、認知行動療法等の技法に通じた外部の専門家等の協力を得て、グループワークを中心とした指導を行うなど、実施施設の中でも特に重点的かつ集中的な指導を実施している。これらの指導の結果は、少年院仮退院後の継続的な指導の実施に向け、保護観察所に引き継いでいる。

保護観察所では、自己の性的欲求を満たすことを目的とした犯罪行為を繰り返すなどの問題傾向を有する保護観察対象者に対して、その問題性を改善するため、認知行動療法に基づく性犯罪者処遇プログラムを実施してきた。令和元年度に実施した効果検証の結果においては、プログラム受講群の方が非受講群よりも性犯罪の再犯率が11.1ポイント低く、一定の再犯抑止効果が示唆された。令和4年度からは、対象者の達成したい目標や強みにより焦点を当てた指導を行うことや性的な興味関心・問題への対処状況の継続的な点検等を行うことを目的として、従前のプログラムの改訂を行い^{*9}、性犯罪再犯防止プログラム（資 4-51-3）を実施している。令和6年度のプログラム受講者数は875人（令和5年度：846人）であった。

また、法務省では、令和5年に、地方公共団体が利用可能な支援ツールとして、「性犯罪の再犯防止に向けた地域ガイドライン～再犯防止プログラムの活用～」^{*10}を策定し、各都道府県等に提供した。法務省としては、各都道府県等に対し、引き続き、その活用を働き掛けるとともに、保護観察所において、同ガイドラインの活用に当たっての相談や問合せ等に対応することによって、同ガイドラインが活用されるよう、支援を行っていくこととしている。

*7 調整プログラム
知的能力に制約がある者を対象としたプログラムであり、イラスト等の視覚情報やSST等の補助科目を効果的に取り入れるなどして実施する。

*8 集中プログラム
刑期が短いこと等の理由で通常の実施期間を確保できない者を対象としたプログラムであり、通常のプログラムの内容を凝縮し、短時間で実施する。

*9 刑事施設及び保護観察所における性犯罪者処遇プログラムの改訂の詳細は以下を参照
刑事施設及び保護観察所の連携を強化した性犯罪者に対する処遇プログラムの改訂について（令和4年度～）
https://www.moj.go.jp/hogo1/kouseihogoshinkou/hogo_hogo06_00002.html

*10 性犯罪の再犯防止に向けた地域ガイドライン～再犯防止プログラムの活用～
https://www.moj.go.jp/hisho/saihanboushi/hisho04_00091.html



資 4-51-1 刑事施設における性犯罪再犯防止指導の概要



地域社会とともに
開かれた矯正へ

刑事施設における特別改善指導

性犯罪再犯防止指導

■ 指導の目標

不同意わいせつ、不同意性交等その他これに類する犯罪又は自己の性的好奇心を満たす目的をもって人の生命若しくは身体を害する犯罪につながる自己の問題性を認識させ、その改善を図るとともに、再犯しないための具体的な方法を習得させる。

- 対象者 性犯罪の要因となる認知の偏り、自己統制力の不足等がある者
- 指導者 刑事施設の職員（法務教官、法務技官、刑務官）、処遇カウンセラー（性犯担当。認知行動療法等の技法に通じた臨床心理士等）
- 指導方法 グループワーク及び個別に取り組み課題を中心とし、必要に応じカウンセリングその他の個別対応を行う。
- 実施頻度等 1 単元 100 分、週 1 回又は 2 回、標準実施期間：4～9 か月※

※ 再犯リスク、問題性の程度、プログラムとの適合性等に応じて、高密度（9 か月）・中密度（7 か月）・低密度（4 か月）のいずれかのプログラムを実施。ただし、知的能力に制約がある者には調整プログラム（11 か月）、刑期が短い者等には集中プログラム（4 か月）を実施。

カリキュラム

項目	方法	指導内容	高密度	中密度	低密度
オリエンテーション	講義	<ul style="list-style-type: none"> ・指導の構造、実施目的について理解させる。 ・性犯罪につながる問題性を助長するおそれがある行動について説明し、自己規制するよう方向付ける。 ・対象者の不安の軽減を図る。 			
準備プログラム	グループワーク	<ul style="list-style-type: none"> ・受講の心構えを養い、参加の動機付けを高めさせる。 	必修	必修	—
本科					
第1科 自己統制	グループワーク 個別課題	<ul style="list-style-type: none"> ・事件につながった要因について幅広く検討し、特定させる。 ・事件につながった要因が再発することを防ぐための再発防止計画（セルフ・マネージメント・プラン）を作成させる。 ・今後達成したい目標、自分の強み等を踏まえ、効果的な介入に必要なスキルを身に付けさせる。 	必修	必修	必修 (凝縮版)
第2科 認知のくせと 新たな認知	グループワーク 個別課題	<ul style="list-style-type: none"> ・認知が感情、行動及び身体に与える影響について理解させる。 ・再犯につながりやすい認知に代わり、新たな思考スタイルを身に付けさせ、再発防止計画（セルフ・マネージメント・プラン）に組み込ませる。 	必修	選択	—
第3科 他者と社会との 関わり	グループワーク 個別課題	<ul style="list-style-type: none"> ・認知が人間関係に与える影響について理解させ、適切な自己主張の方法を身に付けさせる。 ・出所後の人間関係について検討し、再発防止計画（セルフ・マネージメント・プラン）に組み込ませる。 	必修	選択	—
第4科 感情統制	グループワーク 個別課題	<ul style="list-style-type: none"> ・感情が認知、行動、身体及び他者との関係に与える影響について、理解させる。 ・感情統制の機制を理解させ、必要なスキルを身に付けさせる。 	必修	選択	—
第5科 被害者等理解	グループワーク 個別課題	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な視点から事件を振り返らせ、被害の影響を学ばせる。 ・行動選択の責任について考えさせる。 	必修	選択	—
メンテナンス	個別指導 グループワーク	<ul style="list-style-type: none"> ・知識やスキルを復習させ、再犯しない生活を続ける決意を再確認させる。 ・作成した再発防止計画（セルフ・マネージメント・プラン）の見直しをさせる。 ・社会内処遇への円滑な導入を図る。 			

出典：法務省資料による。

資 4-51-2 少年院における性非行防止指導の概要

少年院における特定生活指導（性非行防止指導）

★ 指導目標

性に対する正しい知識を身に付けるとともに、自己の性非行に関する認識を深め、性非行をせずに適応的な生活をする方法を身に付けること

- 対象者 本件の非行名が性非行に該当する者（強盗・不同意性交等、不同意性交等、不同意わいせつ、公然わいせつ、わいせつ目的略取等）又はそれには該当しないものの、性的な動機により本件非行をじゃっ起した者（性的な動機に基づく「窃盗」や「傷害」、いわゆる痴漢や盗撮である「迷惑防止条例違反」等）のうち、性非行の原因となる認知の偏り又は自己統制力の不足が認められるもの
- 指導内容 ①受講者全員に対して統一的に行う中核プログラム、②受講者の個々の必要性に応じて選択的に行う周辺プログラム、③中核プログラム終了後に個別に行うフォローアップ指導を組み合わせて実施
- 実施結果 更生保護官署（保護観察所等）へ情報提供



項目	指導内容	指導方法
① 共通 プログラム 中核プログラム	ワークブック教材を用いた、性非行に関する自己理解（気づき）を深め、自らの価値に基づく適応的な行動を活性化し、心理的柔軟性・共感性を向上させるための指導	・「J-COMPASS」を用いたグループワーク又は個別指導
② 周辺プログラム	自己の感情・思考への気付き、自己統制力の向上、受容的態度の育成、ストレスの低減及び集中力の向上を図るための指導	・マインドフルネス（呼吸に注意を向けるエクササイズ、ボディスキャン等）
	対象者にとって特に必要性の高い指導を選択して実施	・アンガーマネジメント
	非行の重大性や被害者の心情を理解するための指導	・個別面接指導 ・課題作文指導 ・読書指導 等
	正しい性知識を身に付け、男女の性差や平等性を理解して互いに尊重する姿勢を養い、適切な意思決定をする力を育むための指導	・性教育
③ フォローアップ指導	各種指導のフォローアップ、性被害や被害者への対応、生活上の問題等、対象者の性非行に関する個別の事情についての指導	・個別面接指導 ・課題作文指導 ・読書指導 等
	中核プログラムの復習・見直しを行うとともに、出院後の生活を見据えた対処方法等を考えるための指導	・「J-COMPASS」を用いた個別指導

実施形式	集団指導又は個別指導
指導時間数	12単元

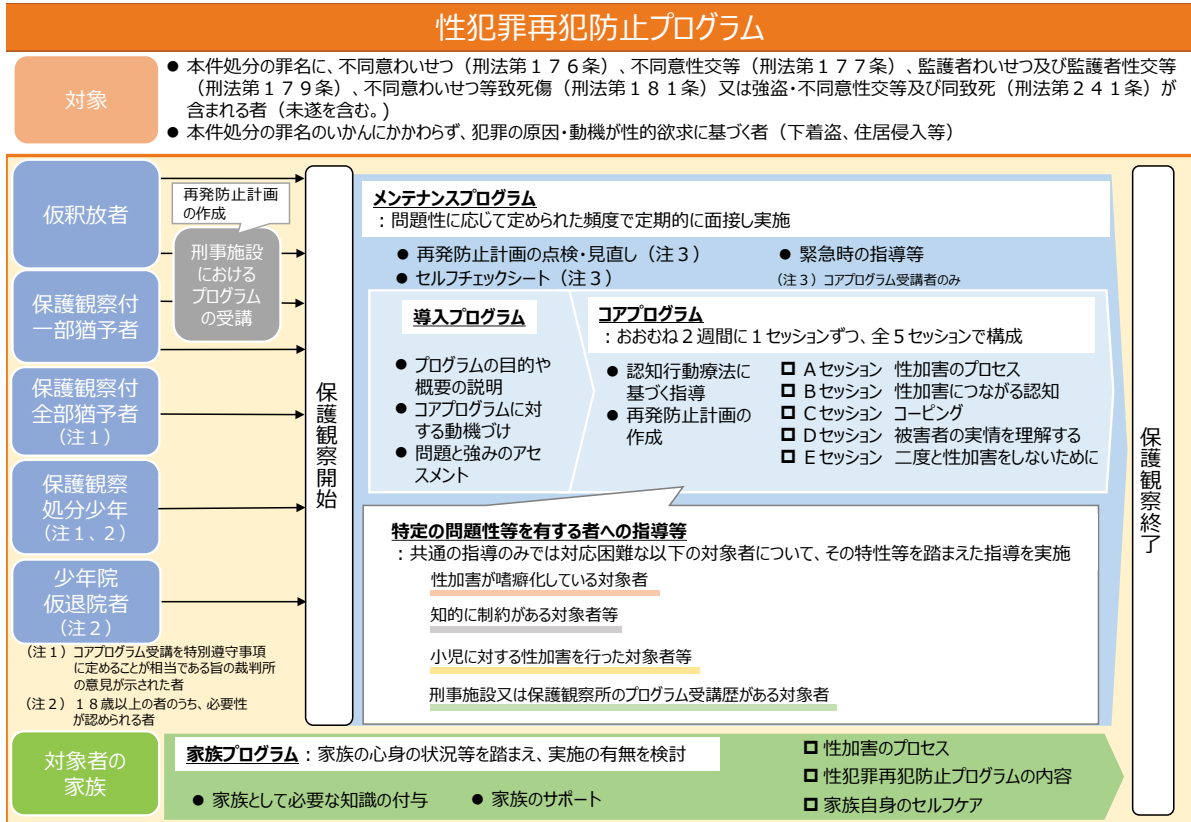
単元	指導科目
第1回	どんな自分でありたいか
第2回	これが私です
第3回	モチベーション
第4回	行動の選択
第5回	思考について
第6回	気持ちについて
第7回	性へのとらわれ
第8回	周囲の人との関係
第9回	自分にとっての大きな出来事
第10回	観察する自分
第11回	自分らしい生き方
第12回	新しい出発

知的能力に制約のある者に対しては、特別プログラム（JUMP）を実施

出典：法務省資料による。

資 4-51-3

保護観察所における性犯罪再犯防止プログラムの概要



出典：法務省資料による。

イ 子供を対象とする暴力的性犯罪をした者の再犯防止【施策番号 52】

警察は、16歳未満の子供を被害者とした不同意わいせつ等の暴力的性犯罪で服役して出所した者について、法務省から情報提供を受け、都道府県警察において、その所在確認を実施しているほか、必要に応じて当該出所者の同意を得て面談を行うなど、再犯防止に向けた措置を講じている^{※11}。

(2) ストーカー・DV加害者に対する指導等

ア 被害者への接触防止のための措置【施策番号 53】

警察及び法務省は、平成25年度から、ストーカーやDV事案等の恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案に係る仮釈放者及び保護観察付執行猶予者について、被害者等に接触しようとしているなどの問題行動等の情報を共有するなど、緊密かつ継続的な連携によって、こうした者の特異動向等を双方で迅速に把握することができるようにしている。

また、保護観察所では、警察から得た情報等を基にして、必要に応じ再加害を防止するための指導を徹底するなどしており、遵守事項^{※12}違反の事実が確認されたときは、仮釈放の取消しの申出又は刑の執行猶予の言渡しの取消しの申出を行うなど、ストーカー・DV加害者に対する適切な措置を実施している。

※11 令和5年7月13日に刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和5年法律第66号）が施行され、刑法（明治40年法律第45号）の性犯罪に関する規定が改正されたことを受け、警察は、16歳未満の子供を被害者とした不同意わいせつ等の暴力的性犯罪で服役して出所した者について、法務省から情報提供を受け、再犯防止に向けた措置を講じるよう制度を見直した。

※12 遵守事項
保護観察対象者が保護観察期間中に守らなければならない事項。全ての保護観察対象者に共通して定められる一般遵守事項と、個々の保護観察対象者ごとに定められる特別遵守事項がある。遵守事項に違反した場合には、仮釈放の取消しや刑の執行猶予の言渡し等のいわゆる不良措置がとられることがある。

イ ストーカー加害者等に対するカウンセリング等【施策番号 54】

警察は、加害者への対応方法や治療・カウンセリングの必要性について精神科医等の助言を受け、加害者に治療・カウンセリングの受診を勧めるなど、地域の精神科医療機関等との連携を推進している。また、ストーカー加害者への対応を担当する警察職員に、当該連携に関する技能や知識の向上に係る研修を受講させている。

さらに、令和6年3月から、ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）に基づく禁止命令等を受けた加害者全員を対象として、カウンセリング等を受けるよう働き掛けているほか、電話連絡や面談によって近況等を把握し、その都度、加害行為の再発や報復のおそれの有無等についてのリスク評価を行うとともに、被害者等の保護措置の見直しを行うなど、被害者等の安全確保をより確実なものとするための取組を推進している。

法務省では、一般改善指導「暴力防止プログラム」の中で、再加害防止に向けて、暴力を振るうことなく生活するための具体的なスキルを身に付けさせるとともに、配偶者等の親密な相手に対する暴力に関するカリキュラムも実施している。

また、ストーカーやDVの加害者である保護観察対象者について、保護観察所における類型別処遇（【施策番号62】参照）に基づき、その処遇指針である「類型別処遇ガイドライン」を踏まえた処遇を行っている。具体的には、ストーカーやDVの加害者である保護観察対象者を各類型に認定した上、加害行為のきっかけや、加害行為に結び付きやすい考え方等に焦点を当てるなどし、その特性を踏まえた処遇を実施している。

（3）暴力団からの離脱、社会復帰に向けた指導等【施策番号 55】

法務省は、刑事施設において、警察、弁護士等と協力しながら、暴力団の反社会性を認識させる指導を行い、離脱意志の醸成を図るため、特別改善指導（【施策番号62】参照）として暴力団離脱指導（資4-55-1参照）を実施している（令和6年度の受講開始人員は388人（令和5年度：408人）であった）。

また、保護観察所では、暴力団関係者の暴力団からの離脱に向けた働き掛けを充実させるため、警察、暴力追放運動推進センター^{※13}及び矯正施設との連携を強化しており、暴力団関係者の離脱の意志等の情報を把握・共有して必要な指導等を行っている。

さらに、警察及び暴力追放運動推進センターでは、矯正施設及び保護観察所と連携し、離脱に係る情報を適切に共有するとともに、矯正施設に職員が出向いて、暴力団員の離脱意志を喚起するための講演を実施するなど暴力団離脱に向けた働き掛けを行っている（この働き掛けによる暴力団離脱人員については、資4-55-2参照）。

警察は、暴力団からの離脱及び暴力団離脱者の社会復帰・定着を促進するため、都道府県単位で、警察のほか、暴力追放運動推進センター、職業安定機関、矯正施設、保護観察所、協賛企業等で構成される社会復帰対策協議会の枠組みを活用するなどして、就労や預貯金口座の開設を支援するなど暴力団離脱者のための安定した雇用の場を確保し、社会復帰の促進に取り組んでいる。

金融庁は、警察庁からの要請を受け、暴力団離脱者が口座開設を申し込んだ場合に、口座の利用が個人の日常生活に必要な範囲内であるなど、反社会的勢力を不当に利するものではないと合理的に判断される場合にまで、一律に排除を求める趣旨のものではないこと、その上で、警察が行う預貯金口座開設支援の内容及びその趣旨を踏まえた判断がなされるよう、業界団体を通じて、傘下金融機関に周知している。

※13 暴力追放運動推進センター

暴力団員による不当な行為の防止と被害の救済を目的として、市民の暴力団排除活動を支援する組織であり、各都道府県公安委員会又は国家公安委員会に指定される。

令和6年4月からは、法務省と金融庁が連携して、現に協力雇用主の下で就労し、社会復帰を目指し努力している保護観察対象者等について、過去の前歴等だけでなく現在の状況も踏まえた口座開設の判断がなされるよう、保護観察所から金融機関への保護観察等に係る事項や就労状況等の情報提供を行うことを推進している。

資 4-55-1 暴力団離脱指導の概要



刑事施設における特別改善指導

暴力団離脱指導

- 指導の目標
暴力団からの離脱に向けた働き掛けを行い、本人の有する具体的な問題性の除去及び離脱意志の醸成を図る。
- 対象者
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員である者
- 指導者
・ 刑事施設の職員（法務教官、法務技官、刑務官）、関係機関（警察、都道府県暴力追放運動推進センター、公共職業安定所職員）等
- 指導方法
・ 講義、グループワーク、個別面接、課題作文、視聴覚教材の視聴
・ 離脱意志の程度に応じた集団編成 等
- 実施頻度等
1 単元50分 9 単元、標準実施期間：2～4か月

カリキュラム

項目	指導内容	方法
オリエンテーション	受講の目的及び意義を理解させる。	講義
加入動機と自己の問題点	加入の動機を振り返らせ、自己の問題点について考えさせる。	グループワーク、課題作文、面接
金銭感覚の是正	暴力団に加入したことにより、金銭感覚がそれまでの生活と一転し、考え方も変化したことについて考えさせる。	課題作文、面接
周囲（家族、社会等）に与えた影響	家族をはじめとする周囲の人々に及ぼした影響について考えさせる。	グループワーク、課題作文、面接、役割交換書簡法
暴力団の現状と反社会性	暴力団の現状及びその反社会的性質について認識させ、暴力団に加入したことが誤りであったことに気付かせる。	講義（警察関係者等）、視聴覚教材の視聴
暴力団を取り巻く環境	いわゆる暴対法等の講義を実施し、暴力団に加入していることによって、これからも犯罪に関わってしまう可能性が高いことに気付かせる。	講義、視聴覚教材の視聴
自己の問題点の改善	自己の問題点を改善するための、具体的な方法について考えさせる。	グループワーク、課題作文、面接
離脱の具体的な方法	離脱のための具体的な手続及び方法について理解させた上で、自己の対応について考えさせる。	講義（警察関係者等）、グループワーク、面接
釈放後の就職	求職状況及び求人状況の現状を認識させた上で、健全な職業観を身に付けさせ、出所後の就職への心構えをさせる。	講義（公共職業安定所職員等）、課題作文
離脱の決意と生活設計	離脱の決意を固めさせ、出所後の具体的な生活設計を立てさせる。	講義、グループワーク、面接、課題作文

出典：法務省資料による。

資 4-55-2 離脱者数の推移（概数）

(令和2年～6年)	
年次	離脱者数（概数）
令和2年	510
3	430
4	360
5	310
6	320

注 1 警察庁調査による。
 2 離脱者数は、警察、暴力追放運動推進センターが離脱支援をしたことで暴力団から離脱した者の数である。

(4) 少年・若年者に対する可塑性に着目した指導等

ア 刑事司法関係機関における指導体制の充実【施策番号 56】

法務省は、少年院において、適正な処遇（資 4-56-1 参照）を展開するため、生活の場である集団寮における指導を複数職員で行う体制の充実を図っている（令和6年度は、23 庁（令和5年度:22 庁）で複数指導体制を実施）。

少年鑑別所においては、在所者の自主性を尊重しつつ、職員が相談に応じたり助言を行ったりしている。また、在所者の情操を豊かにし、健全な社会生活を営むために必要な知識及び能力を向上させることができるよう、地域の関係機関や民間ボランティア等の協力を得ながら、在所者に対して、学習、文化活動その他の活動の機会を与えている。

また、令和2年の法制審議会諮問第103号に対する答申において、若年受刑者を対象とする処遇内容の充実が求められた。具体的には、刑事施設において、少年院の知見・施設を活用して、若年受刑者（おおむね26歳未満の受刑者）の特性に応じた処遇の充実を図ることとされ、①少年院における矯正教育の手法やノウハウ等を活用した処遇を行うこと、②特に手厚い処遇が必要な者について、少年院と同様の建物・設備を備えた施設に収容し、社会生活に必要な生活習慣、生活技術、対人関係等を習得させるための指導を中心とした処遇を行うことが求められた。

これを踏まえ、①については、川越少年刑務所及び美祢社会復帰促進センターにおいて、若年受刑者のうち、犯罪傾向が進んでいない者を収容し、小集団のユニットで共同生活を送らせることにより、基本的な生活能力、対人関係スキル等の向上を図り、受刑者と職員間の対話を通じた信頼関係に基づく処遇を行う「若年受刑者ユニット型処遇」を令和4年度から実施している。

また、②については、少年院であった「市原学園」を刑事施設に転用した「市原青年矯正センター」（資 4-56-2 参照）において、知的障害等を有し、特に手厚い処遇が必要な若年受刑者を収容の上、社会生活に必要な生活習慣、生活技術、対人関係等を習得させるための指導を中心として行う「少年院転用型処遇」を令和5年度から実施している。

資 4-56-1 少年院における処遇の概要

少年院の処遇

個々の在院者の特性に応じた指導・支援

- ・ 個人別矯正教育計画の策定（矯正教育の目標、期間等）
- ・ 目標の達成状況・矯正教育への取組状況等に応じて進級
- ・ 関係機関と連携した社会復帰支援



退院者等からの相談対応・保護観察所との連携

出典：法務省資料による。

資 4-56-2 若年受刑者少年院転用型施設の矯正処遇

若年受刑者少年院転用型施設の矯正処遇 (令和5年11月から開始)

法務省矯正局

背景

【法制審議会諮問第103号答申】

刑事施設において、少年院の知見・施設を活用して、若年受刑者（おおむね26歳未満の受刑者）の特性に応じた処遇の充実を図ること。

- 少年院における矯正教育の手法やノウハウ等を活用した処遇を行う。
- 特に手厚い処遇が必要な者について、少年院と同様の建物・設備を備えた施設に収容し、社会生活に必要な生活習慣、生活技術、対人関係等を習得させるための指導を中心とした処遇を行う。

少年院転用型処遇対象者

おおむね26歳未満の男性受刑者のうち、心身が発達段階において可塑性に富むなどの特性に特に配慮した処遇を実施する必要があり、かつ、知的障害、情緒障害若しくは発達障害を有し、又はこれらに準ずる者であって、社会適応のための訓練を要する者等を対象者として選定

少年院転用型処遇の基本的枠組

- 少年院を転用した刑事施設に収容し、少年院の処遇環境を活用した少人数の寮単位での処遇を実施
- 少年院の知見を活用し、個々の受刑者の特性に応じたきめ細かな矯正処遇、社会復帰支援を展開
- 刑務官、教育専門官、調査専門官、福祉専門官等、多職種の職員が高密度に連携

市原青年矯正センター（千葉県市原市）

- 定員：72名
- 特徴：全受刑期間において若年受刑者少年院転用型処遇を実施

カリキュラム（イメージ）

	月	火	水	木	金
AM	刑務作業（職業訓練）				
PM	コグトレ	体育	アサーション トレーニング	教科指導	体育
	特別改善 指導	障害特性別 指導	自己理解 指導	集会活動	ライフスキル 指導
	個別面接		個別面接	集会活動	個別面接

※個別指導・集団指導を適切に組み合わせ、役割活動なども実施

社会復帰支援（イメージ）

- 在所中からの療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の取得に向けた調整
- 出所後の社会適応を見据えた社会復帰支援（支援体制の構築、支援者等との関係構築等）の実施

出典：法務省資料による。

特性に応じた矯正処遇（イメージ）

【改善指導】

- 自己理解指導
- 障害特性別指導
- ライフスキル指導
- 認知機能・身体能力向上指導（コグトレ、ビジョントレーニング）
- 対人関係円滑化指導（SST、アサーショントレーニング）等

【教科指導】

- ICT機器の活用
- 高卒認定試験受験指導

【作業・職業訓練】

- 機能向上作業
- 就労実務科
- ビルハウスクリーニング科 等



イ 関係機関と連携したきめ細かな支援等【施策番号57】

法務省は、少年院において、家庭裁判所や保護観察所、少年鑑別所、児童相談所等の関係機関の担当者が一堂に会して、少年院在院者を対象とした処遇ケース検討会を実施し、処遇の一層の充実を図るとともに、関係機関との実質的な連携・協力体制を強化している（令和6年度は、全少年院において、合計250回（令和5年度：253回）の処遇ケース検討会を実施）。

少年鑑別所（法務少年支援センター）では、地域援助を通じて、地域における関係機関との連携に係るネットワークの構築に努めている。児童相談所や児童福祉施設、福祉事務所等を含む福祉・保健機関からの心理相談等の依頼が多く寄せられており、依頼内容も、問題行動への対応や、その背景に知的な問題や発達障害等が疑われる者への支援等、幅広いものとなっている。令和6年におけるこれら福祉・保健機関等からの心理相談等の依頼件数は、3,161件（令和5年：2,704件）であった。また、少年鑑別所（法務少年支援センター）が、所在する地域の警察と少年の立ち直り支援活動に関する協定書を結ぶなど、都道府県警察少年サポートセンター等との連携を強化している。そのほか、令和2年度から、法務省児童虐待対策強化プランに基づき、全国の少年鑑別所（法務少年支援センター）が、法務省の児童虐待担当窓口の一つとして位置付けられたことを踏まえ、児童相談所等関係機関と一層緊密に連携し、児童虐待の早期発見・早期対応に協力できる体制の維持・構築を推進している。

保護観察所では、被虐待経験や、心身の障害を有するなどして何らかの支援を必要とする保護観察対象者について、児童相談所等の関係機関の担当者との情報共有や協議を行うなど、必要に応じて関係機関との連携を行い、きめ細かな支援等を実施している。

ウ 非行少年に対する立ち直り支援活動の充実【施策番号 58】

警察は、非行少年を生まない社会づくり（資 4-58-1 参照）の一環として、少年サポートセンターが主体となって、少年警察ボランティア（【施策番号 44】参照）や、少年と年齢が近く少年の心情や行動を理解しやすい大学生ボランティア、関係機関と連携して、非行少年の立ち直りを支援する活動に取り組んでいる。この活動では、個々の少年の状況に応じて指導・助言を実施しているほか、周囲の人々とのつながりの中で少年に自己肯定感や達成感を感じさせ、また、他人から感謝される体験を通じてきずなを実感させることを目的として、社会奉仕体験活動、農業体験等の生産体験活動、スポーツ活動等への参加の促進を図っている。

資 4-58-1 非行少年を生まない社会づくりの概要

非行少年を生まない社会づくりの推進について

非行少年を生まない社会づくり

少年非行情勢については、依然として、社会の耳目を集める凶悪な事案が後を絶たないほか、大麻事犯の少年の検挙人員は増加傾向であり、受け子として特殊詐欺に関与する少年の検挙人員は高水準で推移している。また、刑法犯少年の再犯者率についても、依然として3割を超えている実態がある。

そこで、次代を担う少年の健全育成を図るため、問題を抱えた個々の少年に対し積極的に手を差し伸べ、地域社会とのきずなの強化を図る中でその立ち直りを支援し、再び非行に走ることを防止するとともに、少年を厳しくも温かい目で見守る社会機運を向上するなど、非行少年を生まない社会づくりを推進する。

少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動

支援を必要としている少年及び保護者に対して、積極的に連絡をとり、立ち直りを支援を推進

- 少年及び保護者に対する継続的な助言・指導の実施
- 少年警察ボランティア、地域住民、関係機関等と協働し、修学・就労に向けた支援、社会奉仕体験活動等への参加機会の確保等、個々の少年の状況に応じた支援活動の実施



学習支援



農業体験

少年を見守る社会気運の向上

少年を取り巻く地域社会のきずなの強化と少年の規範意識の向上

- 少年警察ボランティア等の協力による通学時の積極的な声掛け・あいさつ運動や街頭補導活動、社会奉仕体験活動等大人と触れ合う機会の確保
- 非行防止教室の開催等



非行防止教室



社会奉仕体験活動

出典：警察庁資料による。

エ 保護者との関係を踏まえた指導等の充実【施策番号 59】

法務省は、少年院において、在院者とその保護者との関係改善や在院者の処遇に対する保護者の理解・協力の促進、保護者の監護能力の向上等を図るため、保護者に対して、「保護者ハンドブック」の提供や面接等を実施するとともに、在院者が受ける矯正教育を共に体験してもらう保護者参加型プログラムを実施している（【施策番号 18】参照）。

保護観察所では、保護観察対象少年に対し、保護者との関係改善に向けた指導・支援を行うとともに、保護者に対する措置として、対象者の処遇に対する理解・協力の促進や保護者の監護能力の向上を図るための指導・助言を行っている。具体的には、「保護者のためのハンドブック」※14の提供や、講習会、保護者会を実施しており、令和6年度の保護者会等の実施回数は34回（令和5年度：34回）であった。また、保護者による適切な監護が得られない場合には、児童相談所等の関係機関や民間団体等と連携し、本人の状況に応じて、社会での自立した生活に向けた指導・支援を行っている。

※ 14 保護者のためのハンドブック
https://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo02_00049.html

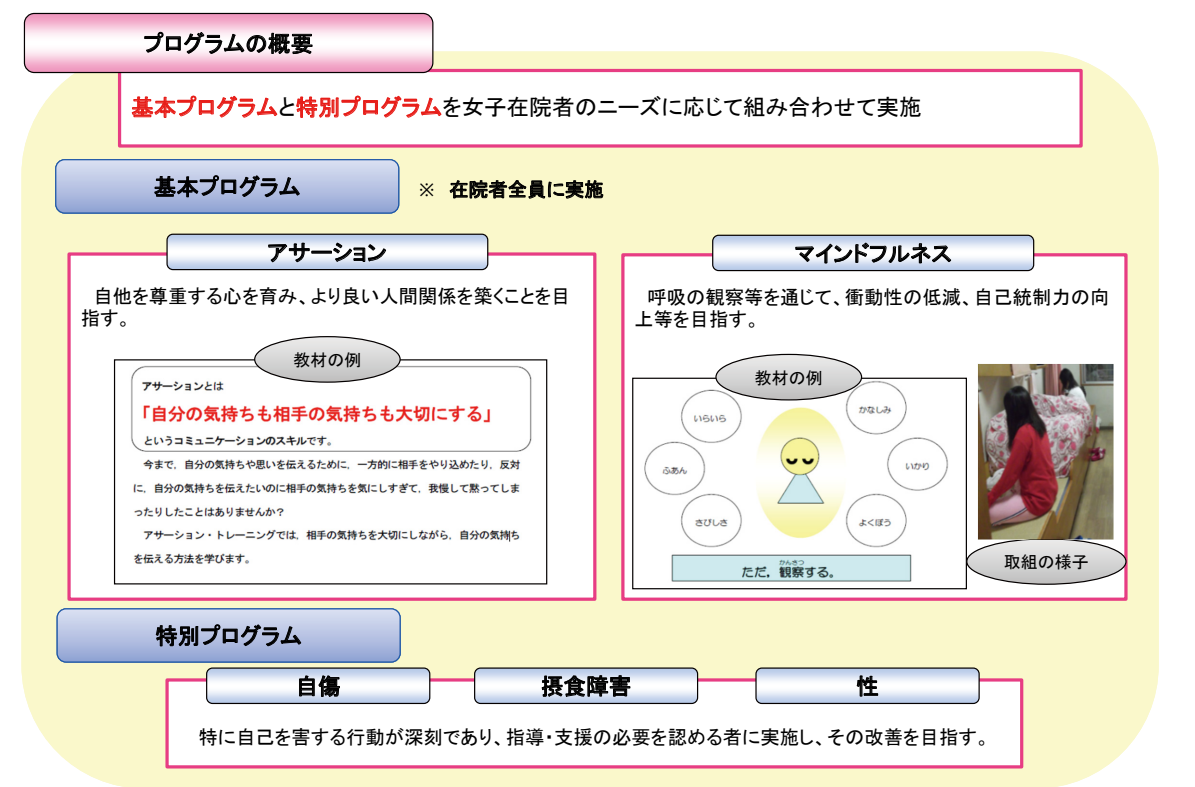


(5) 女性の抱える困難に応じた指導等【施策番号 60】

法務省は、全国の女性刑事施設 12 庁のうち、PFI 手法を活用した刑事施設^{※15}である美祢社会復帰促進センター及び公共サービス改革法を活用した刑事施設^{※15}である喜連川社会復帰促進センター以外の 10 庁の女性刑事施設において、女性受刑者特有の問題に対処するため、看護師、助産師、介護福祉士等、医療・福祉等の地域の専門家の協力・支援を得て、女性受刑者に対する助言・指導や職員に対する研修等を行う、「女子施設地域連携事業」を実施している。さらに、医療専門施設である東日本成人矯正医療センター、西日本成人矯正医療センター及び北九州医療刑務所に臨床心理士を配置し、全国の摂食障害女性受刑者を収容することで、より効果的な治療が受けられる体制の整備を行っており、全国の女性刑事施設に収容中の摂食障害女性受刑者を当該医療専門施設に移送し、治療を実施している。

少年院では、女子の少年院入院者の多くが虐待等の被害体験や性被害による心的外傷等の精神的な問題を抱えていることを踏まえ、平成 28 年度から、女子少年院在院者の特性に配慮した処遇プログラム（資 4-60-1 参照）を試行し、同プログラムの効果検証を進め、令和 4 年度から本格的な運用を開始した。

資 4-60-1 女子少年院在院者の特性に配慮した処遇プログラムの概要



出典：法務省資料による。

※ 15 PFI 手法や公共サービス改革法を活用した刑事施設
 刑事施設の整備・運営に PFI (Private Finance Initiative) 手法（公共施設等の建築、維持管理、運営等を民間の資金・ノウハウを活用して行う手法）や公共サービス改革法の活用が図られている施設。美祢社会復帰促進センター及び喜連川社会復帰促進センターにおいても、民間のノウハウとアイデアを活用し、女性受刑者特有の問題に着目した指導・支援を行っている。

(6) 発達上の課題を有する犯罪をした者等に対する指導等【施策番号 61】

法務省は、長崎刑務所において、令和4年度から、障害者福祉の専門的知見やノウハウを有する社会福祉法人と業務委託契約を締結して、知的障害を有する又はその疑いのある受刑者を対象とした処遇・支援を行う事業を展開している（資4-61-1参照）。

また、令和6年度から、大阪府、大阪市及び堺市と連携協定を締結し、大阪刑務所に収容された受刑者のうち、発達上の課題を有する受刑者を一定数集約し、西日本成人矯正医療センターに編成された多職種の職員から成るチームの連携協力の下、特性に応じた処遇や、関係機関等と綿密に連携した社会復帰支援を行うモデル事業を開始している（資4-61-2参照）。

さらに、少年院において、在院者の年齢や犯罪的傾向の程度等に着目し、一定の共通する類型ごとに矯正教育課程^{※16}を定め、発達上の課題を有する者については、その特性に応じて、支援教育課程^{※17}I～Vのいずれかを履修するよう指定している。令和6年に支援教育課程I～Vのいずれかを指定された在院者は684人（令和5年：578人）であった。発達上の課題を有する在院者の処遇に当たっては、平成30年度からは、身体機能の向上に着目した指導を導入しているほか、令和7年3月に「発達上の課題を有する在院者に対する処遇プログラム実施ガイドライン」（資4-61-3参照）を改定し、その充実に努めている。

保護観察所では、類型別処遇（【施策番号 62】参照）における「発達障害」類型に該当する、又はその他発達上の課題を有する保護観察対象者について、必要に応じて、児童相談所や発達障害者支援センター等と連携するなどして、個別の課題や特性に応じた指導等を実施している。また、更生保護官署職員及び保護司に対し、発達障害に関する理解を深め、障害特性を理解した上での確かな支援を行うための教材の整備等を実施している。

※16 矯正教育課程

在院者の年齢、心身の障害の状況及び犯罪的傾向の程度、社会生活への適応に必要な能力等、一定の共通する特性を有する在院者を類型ごとに、その類型に該当する在院者に対して行う矯正教育の重点的な内容及び標準的な期間を定めたもの。

※17 支援教育課程

障害又はその疑い等のため処遇上の配慮が必要な者に対して指定する矯正教育課程をいう。支援教育課程のうち、Iは知的障害、IIは情緒障害若しくは発達障害、IIIは義務教育終了者で知的能力の制約や非社会的行動傾向のある者等に対して指定する。また、IVは知的障害、Vは情緒障害若しくは発達障害のある者等で、犯罪的傾向が進んだ者に対して指定する。

資 4-61-1 長崎刑務所における知的障害受刑者処遇・支援モデル事業概要



長崎刑務所における知的障害受刑者処遇・支援モデル事業概要



現状・問題点

- 全受刑者のうち知的障害を有する者又はその疑いのある者（以下「知的障害受刑者」という）は、全国で**1,345名**であり、このうち療育手帳を取得している者は**414名（30.8%）**であることが判明（令和2年9月矯正局特別調査）
- 知的障害受刑者の**再犯期間は短く、刑事施設への入所度数は多い傾向（必要な支援がないまま短期間で再犯を反復）**
- 知的障害受刑者の再犯防止を推進するためには、①障害特性の把握と就労等を見据えた処遇の実施、②福祉サービス等を受けるための療育手帳の取得、③社会復帰後の継続した寄り添い型支援等が必要であるところ、矯正施設だけでこれら障害特性に目を向けた取組を行うには**専門知識やノウハウが不十分**
- 長崎刑務所は、刑事施設では**全国唯一の「社会復帰支援部門」**が設置されており、社会福祉関係機関との連携実績あり

対策概要

長崎刑務所をモデル事業実施庁に指定し、九州各県所在の刑事施設から知的障害受刑者を一定数集約（50名程度）した上で、障害者福祉の専門的知見・ノウハウを有する社会福祉法人南高愛隣会に業務委託を行い、①特性に応じたアセスメントと処遇計画の立案、②処遇計画に基づく訓練・指導、③療育手帳等の取得に向けた調整、④息の長い寄り添い型支援を可能とする調整を実施

事業イメージ

【対象者】

- ・福岡矯正管内の刑事施設において、スクリーニング等により、知的障害及びその疑いがあるとされた者
- ・心身に重大な疾患を有しない者
- ・集団又は個別のプログラム等の処遇が実施可能な者
- ・移送時、残りの刑期が少なくとも1年以上ある者

【業務フロー】

福岡矯正管内において対象候補者の選定

移送

長崎刑務所



連携協力・
情報共有

社会福祉法人 南高愛隣会

施設内処遇

- 特性に応じた作業・訓練
 - 👉 一般作業
 - 👉 職業訓練
 - 👉 職場体験
- 特性に応じた指導
 - 👉 一般改善指導（SST等）
 - 👉 特別改善指導（犯罪の内容等に応じた指導を指定）
 - 👉 教科指導

+

療育手帳の取得に向けた調整

+

社会復帰に向けた調整

- 更生保護官署・地域生活定着支援センター等との調整

出所（それぞれの地元などに帰住）

- 👉 一般就労（一般企業・特例子会社）
- 👉 福祉的就労等（農福、就労移行・継続支援）
- 👉 福祉的支援 など

- ① 特性に応じたアセスメントと処遇計画の立案
 - 👉 対象者の特性に応じた作業・訓練・指導内容の選定に係るアセスメントの支援を行い、処遇計画を立案
- ② 処遇計画に基づく訓練・指導
 - 👉 就労を見据えて、知的障害者を多く雇用している企業の協力を得た作業の導入
 - 👉 就労移行支援事業所等のノウハウを取り入れた職業訓練
 - 👉 社会生活を見据えたライフスキル・ソフトスキルの習得など
 - 👉 福祉的の制度等への理解の促進
- ③ 在所中の療育手帳等の取得に向けた調整
 - 👉 対象者が出所後に必要となる療育手帳について、在所中の取得に向けた調整
 - 👉 必要に応じて障害受容に向けたカウンセリング
- ④ 息の長い寄り添い型支援を可能とする調整
 - 👉 一般就労が可能な者は就労支援
 - 👉 一般就労と福祉的支援の狭間にある者は福祉的就労等
 - 👉 福祉的支援を要する者は必要なサービスへの引き継ぎ
 - 👉 出所して、それぞれの地元などに帰住した後も息の長い寄り添い型支援を可能とする施設内外が有機的に連携した包括的取組【調整機関等】
 - 対象者が帰住予定の自治体福祉関係部局、社会福祉協議会、知的障害者更生相談所、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、就労移行・継続支援事業所など

出典：法務省資料による。

資 4-61-2

発達上の課題を有する受刑者に対する処遇・社会復帰支援モデル事業概要



発達上の課題を有する受刑者に対する処遇・社会復帰支援モデル事業概要

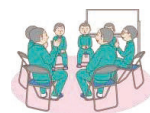
現状・課題

- 発達上の課題を有する犯罪をした者等に対して、その特性に応じた指導等の充実等を図ることが不可欠
(第二次再犯防止推進計画・施策番号61)
- 一部の受刑者を対象とした一定期間の特別調査では、発達障害又はその疑いのある者は約12%
- 発達上の課題を有する受刑者（発達障害に加え、その疑いのある受刑者やこれに準じた者も含む）の特性を把握し、その特性に応じた矯正処遇・支援等を実施することが不十分
- 一般刑事施設においては、発達上の課題を有する受刑者の特性に応じた適切な処遇や医療的措置、福祉的支援を行うための専門知識やノウハウがやや不足
- 令和7年6月に導入される拘禁刑下においては、個々の受刑者の特性に応じた処遇・支援体制が不可欠

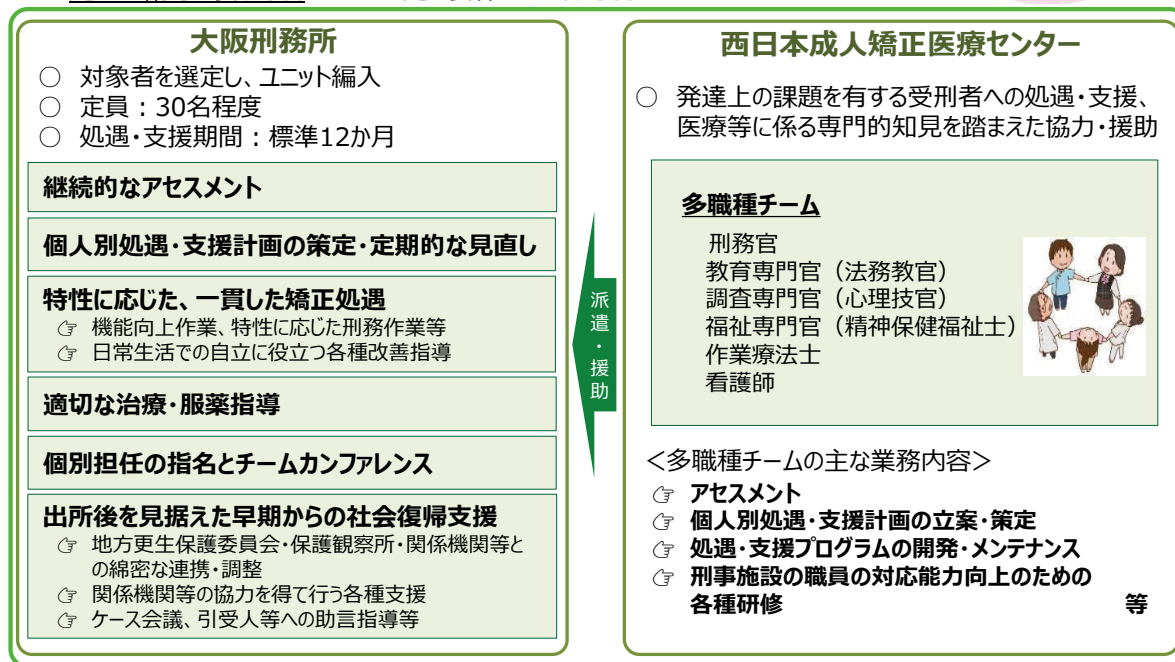
対策

- 拘禁刑の導入を見据え、大阪刑務所で、同所に収容している発達上の課題を有する受刑者を一定数集約し、西日本成人矯正医療センターの協力の下、医学、心理学、社会福祉学等の専門的知見を踏まえ、その特性に応じたきめ細やかな処遇・社会復帰支援体制を構築するモデル事業の実施
- 西日本成人矯正医療センターに、令和6年度から編成されている発達上の課題を有する受刑者の再犯防止と社会復帰に資する中核的な役割を担う多職種チームの援助・協力の

大阪モデル事業概要



- 大阪刑務所に収容されている発達障害又はその疑いのある受刑者及びこれに準じた者で、処遇上配慮を要する者のうち、一定の要件に該当する者



協定に基づく連携・協力

**地方更生保護委員会
保護観察所**

- 刑事施設収容中に行う出所後の生活環境の調整
- 出所後の処遇・支援 等

地方公共団体等

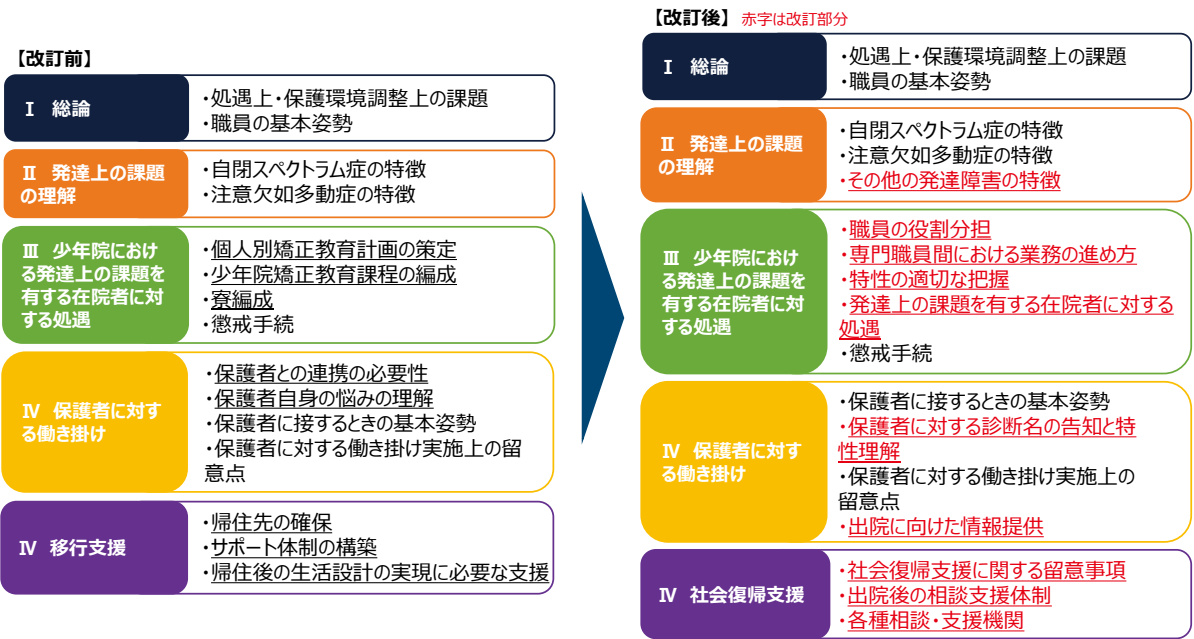
- 発達障害者支援センターによる刑事施設職員への研修等
- 地域社会の各種支援につなげるための情報提供や連絡調整 等

出典：法務省資料による。

資 4-61-3 発達上の課題を有する在院者に対する処遇プログラム実施ガイドライン改訂の概要

発達上の課題を有する在院者に対する処遇プログラム実施ガイドライン

○平成28年6月、少年院における処遇を一層充実させていくための指針となるようガイドラインを作成。
 ○少年院においては、発達障害の診断を有する新収容者数が増加しており、支援教育課程以外の矯正教育課程においても発達上の課題を有する者が一定数いることから、全ての少年院の職員が、発達上の課題を有する在院者に対する処遇に関する理解を深め、処遇上の様々な課題に対応していくため、令和7年3月、ガイドラインを改訂。



出典：法務省資料による。

(7) 各種指導プログラムの充実【施策番号 62】

法務省は、刑事施設において、性犯罪再犯防止指導（【施策番号 51】参照）や薬物依存離脱指導（【施策番号 34】参照）等の特別改善指導（資 4-62-1 参照、同指導の受講開始人員は資 4-62-2 参照）のほか、一般改善指導（資 4-62-1 参照）としてアルコール依存回復プログラム（資 4-62-3 参照）、暴力防止プログラム（資 4-62-4 参照）等を実施している。

特に、児童等に対する虐待行為をした受刑者に対しては、暴力防止プログラムの中で、再加害防止に向けて、本人の責任を自覚させ、暴力を振るうことなく生活するための具体的なスキルを身に付けさせるとともに、家族を始めとした親密な相手に対する暴力に関するカリキュラムを実施しているほか、必要に応じて、犯した罪の大きさや被害者の心情等を認識させ、再び罪を犯さない決意を固めさせるための被害者の視点を取り入れた教育（【施策番号 63】参照）も実施している。

少年院では、平成 30 年から、特殊詐欺の問題性を理解させ、再犯・再非行を防止するための指導を一層充実・強化するための教材整備を行っており、ワークブックに加え、被害に関する理解等を深めるため、被害者の方々に協力いただいて視聴覚教材を作成し、令和 3 年度から、特殊詐欺に関与した少年院在院者を対象に、これらを用いて特殊詐欺非行防止指導を体系的に実施している。また、在院者本人は日本国籍であっても、両親が外国籍であったりするなど、外国にルーツを持つ者が一定数存在しており、そのことに起因した特有の課題を有している者もいることから、令和 6 年度、外国にルーツを持つ在院者を対象とした指導教材として、「多文化共生プログラム」（ワークブック形式の教材及び視聴覚教材）を作成した。

保護観察所では、保護観察対象者に対し、認知行動療法に基づく専門的処遇プログラムを実施している（同プログラムの開始人員は資 4-62-5 参照）。専門的処遇プログラムは、性犯罪再犯防止プロ

グラム（【施策番号 51】参照）、薬物再乱用防止プログラム（【施策番号 34】参照）、暴力防止プログラム（資 4-62-6 参照）及び飲酒運転防止プログラム（資 4-62-7 参照）の4種類がある。保護観察対象者の問題性に応じて、各プログラムを受けることを特別遵守事項として義務付けるほか、必要に応じて生活行動指針^{※18}として設定するなどして実施している。なお、令和4年度からは、少年法等の一部を改正する法律（令和3年法律第47号）の施行に伴い、18歳以上の保護観察処分少年及び少年院仮退院者に対する処遇の充実を図ることを目的として、各プログラムを特別遵守事項として義務付けて実施することを可能とする対象者の範囲を、従来の仮釈放者及び保護観察付執行猶予者のみならず、18歳以上の保護観察処分少年及び少年院仮退院者にまで拡大し、特定の犯罪的傾向の改善のため、各プログラムを実施している。

令和元年から、児童に対する虐待行為をした保護観察対象者に対しては、暴力防止プログラム（児童虐待防止版）（資 4-62-8 参照）を試行的に実施し、身体的虐待につながりやすい考え方の変容、養育態度の振り返り、児童との適切な関わり方の習得、身体的虐待を防止するために必要な知識の習得を図っている。

また、令和2年3月から、保護観察対象者のうち嗜癖的な窃盗事犯者に対しては、「窃盗事犯者指導ワークブック」や、自立更生促進センターが作成した処遇プログラムを活用し、窃盗の背景要因や問題を分析し、窃盗を止める意欲を高め、具体的な行動計画を考えさせること等を通じて、その問題性に応じた保護観察処遇も実施している。

さらに、保護観察対象者の問題性その他の特性を、その犯罪・非行の態様等によって類型化して把握し、類型ごとに共通する問題性等に焦点を当てた処遇として「類型別処遇」（資 4-62-9 参照）を実施している。類型別処遇では、保護観察対象者に対する類型ごとの処遇指針として、「類型別処遇ガイドライン」を定め、同ガイドラインをアセスメント、保護観察の実施計画の作成及び処遇の実施等に活用している。例えば、「特殊詐欺」類型の保護観察対象者については、特殊詐欺グループ以外の居場所を持てるよう、就労や就学を中心とした健全な生活を送るための指導等を行うとともに、特殊詐欺が被害者に与えた影響^{しよく}について理解させ、贖罪の意識を深めさせることにより、謝罪や被害弁済等の今後行うべきことを考えさせている。

以上に加え、保護観察対象者について、自己有用感^{かん}の涵養、規範意識や社会性の向上を図るため、公園や河川敷等公共の場所での清掃活動や、福祉施設での介護補助活動といった地域社会の利益の増進に寄与する社会的活動を継続的に行う社会貢献活動（資 4-62-10 参照）を、特別遵守事項として義務付けたり、必要に応じて生活行動指針として設定したりして実施している。

令和6年度末現在、社会貢献活動場所として2,035か所（令和5年度：2,101か所）が登録されており、その内訳は、福祉施設が1,005か所（令和5年度：1,033か所）、公共の場所が788か所（令和5年度：820か所）、その他が242か所（令和5年度：248か所）となっており、社会貢献活動を343回（令和5年度：364回）実施し、延べ579人（令和5年度：642人）が参加した。

※18 生活行動指針

保護観察における指導監督を適切に行うため必要があると認めるときに保護観察所の長が定める保護観察対象者の改善更生に資する生活又は行動の指針である。保護観察対象者は、生活行動指針に即して生活し、行動するよう努めることを求められるが、これに違反した場合に、直ちに不良措置をとられるものではない点で、特別遵守事項とは異なる。

資 4-62-1 刑事施設入所から出所までの矯正指導の流れ



出典：法務省資料による。

資 4-62-2 刑事施設における特別改善指導の受講開始人員

(令和2年度～6年度)

プログラムの種類	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
薬物依存離脱指導	7,707	7,493	7,418	6,869	6,826
暴力団離脱指導	551	383	374	408	388
性犯罪再犯防止指導	424	433	553	526	544
被害者の視点を取り入れた教育	538	468	530	481	423
交通安全指導	1,659	1,583	1,621	1,607	1,382
就労支援指導	2,952	2,900	2,868	2,791	982

注 1 法務省資料による。
2 就労支援指導について、令和5年12月以降は、就労準備指導として実施。

特集

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

基礎資料1

基礎資料2

資 4-62-3

刑事施設におけるアルコール依存回復プログラムの概要



地域社会とともに
開かれた矯正へ

刑事施設における一般改善指導

アルコール依存回復プログラム

- 指導の目標
自己の飲酒の問題性を理解させ、その改善を図るとともに、再飲酒しないための具体的な方法を習得させる。
- 対象者
1 交通安全指導対象者のうち、アルコール依存回復プログラムを受講させることが効果的であると認められるもの
2 飲酒の問題が本件や本人の心身の健康に影響を与えている者
- 指導者
刑事施設の職員（法務教官、法務技官、刑務官）、民間協力者（民間自助団体等）
- 指導方法
認知行動療法に基づき、グループワークの手法を用いる。
- 実施頻度等
1 単元60分から90分、8単元、標準実施期間：2～4か月

カリキュラム

単元	項目	指導内容
1	オリエンテーション	プログラムの流れを理解して、飲酒行動について振り返り、今後の飲酒行動を考える。
2	なぜお酒を飲みたくなるのか？	飲酒の流れについて理解し、自分の飲酒の引き金について考える。
3	お酒を飲みたくなったら…？ (1)	飲酒の流れと自分の外側にある引き金への対処法を学習し、引き金につながる状況への対処を考える。
4	お酒を飲みたくなったら…？ (2)	自分の内側にある引き金への対処法を学習し、引き金につながる状況への対処を考える。
5	またお酒を飲みたくなるサイン	再飲酒につながる、行動や思考のサインについて学習し、その対処法について考える。
6	ストレスと飲酒の関係	再飲酒とストレスの関係について学習し、その対処法について考える。
7	飲まない生活のための人間関係	飲酒行動のコントロールを支える人間関係について学習し、また、対人場面での対処について考える。
8	出所後を考える	出所後のスケジュールについて学習し、出所後の目標について確認する。

出典：法務省資料による。



地域社会とともに
開かれた矯正へ

刑事施設における一般改善指導

暴力防止プログラム

- 指導の目標
 - 1 暴力を振るうことなく施設内・社会内で生活できるよう、非暴力への動機付けを高めさせる。
 - 2 暴力へと至る自己のパターンを認識させるとともに、そこから抜け出し、暴力以外の手段により将来の望ましい生活を達成するための方法をあらかじめ準備させる。
 - 3 暴力を振るうことなく生活するための具体的なスキルについて、施設在所中から実践を通じて身に付けさせる。
- 対象者 本件が暴力事犯の者又は過去に暴力の問題を有する者
- 指導方法 認知行動療法の手法を取り入れたグループワーク、ロールプレイ、課題学習、討議、個別面接等
- 実施頻度等 1回60～90分、全18回、おおむね4～6か月間で実施

カリキュラム

単元	項目	概要
1	オリエンテーション	自己紹介・ルール作り・流れの説明・暴力で得たもの、失ったものについて考える。
2	危ない場面での対処法	簡単にできる対処法を理解・修得する。
3	間を取って落ち着く	リラクセス方法や間の取り方を理解・修得する。
4	暴力の道筋ときっかけ	暴力に至る道筋ときっかけに気づき、そうならないための方法を考える。
5	暴力と身体的反応（体の変化）	暴力と自己の身体的反応を理解する。
6	暴力と感情（気持ち）	暴力と感情の関係を理解する。
7	暴力と思考（心のつぶやき）	暴力と思考の関係を理解する。
8	思考チェンジ ～「MCC法」について～	暴力につながらない思考ができるようにするための方法を理解・修得する。
9	親密な相手への暴力（理解①）	DVや児童虐待等について理解する。
10	親密な相手への暴力（理解②）	
11	親密な相手への暴力（対処法）	親密な相手へ暴力を振るわないよう、対等な人間関係について考える。
12	理想のライフスタイル	理想のライフスタイルを考え、その実現のための段取りを考える。
13	暴力に近づかないためのコミュニケーション	暴力に近づかないためのコミュニケーション方法を理解・修得する。
14	アサーション ～適切な自己主張～	適切な自己主張を行うためのコミュニケーション方法を理解・修得する。
15	問題を解決する（計画）	問題を解決する手段を理解するとともに、ロールプレイを通じた実践を行う。
16	問題を解決する（実践）	
17	これまでを振り返る	プログラムを振り返り、自分の変化を確認する。

出典：法務省資料による。

資 4-62-5 保護観察所における専門的処遇プログラムによる処遇の開始人員

①仮釈放者 (令和2年～6年)

プログラムの種類	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
性犯罪再犯防止プログラム	510	442	455	465	450
薬物再乱用防止プログラム	1,797	1,661	1,588	1,334	1,188
暴力防止プログラム	153	118	117	134	115
飲酒運転防止プログラム	173	177	143	140	132

②保護観察付全部執行猶予者

プログラムの種類	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
性犯罪再犯防止プログラム	256	273	241	270	274
薬物再乱用防止プログラム	298	323	265	242	219
暴力防止プログラム	103	92	82	78	79
飲酒運転防止プログラム	51	53	51	50	45

③保護観察付一部執行猶予者

プログラムの種類	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
性犯罪再犯防止プログラム	25	16	19	14	15
薬物再乱用防止プログラム	1,407	1,255	1,173	883	636
暴力防止プログラム	4	7	2	0	2
飲酒運転防止プログラム	3	1	3	2	2

④18歳以上の保護観察処分少年及び少年院仮退院者

プログラムの種類	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
性犯罪再犯防止プログラム	—	—	77	97	136
薬物再乱用防止プログラム	—	—	106	202	311
暴力防止プログラム	—	—	39	82	78
飲酒運転防止プログラム	—	—	2	2	2

- 注 1 法務省資料による。
 2 ①から③において、「暴力防止プログラム」及び「飲酒運転防止プログラム」については、プログラムによる処遇を特別遵守事項によらずに受けた者を含む。
 3 「性犯罪再犯防止プログラム」については、平成29年から令和4年3月までは、「性犯罪者処遇プログラム」による処遇の開始人員を計上している。
 4 仮釈放期間満了後、一部執行猶予期間を開始した保護観察付一部執行猶予者については、「仮釈放者」及び「保護観察付一部執行猶予者」の両方に計上している。

資 4-62-6 保護観察所における暴力防止プログラムの概要

暴力防止プログラム

対象

特別遵守事項によって受講を義務付けられる者

① 保護観察に付される理由となった犯罪事実に暴力犯罪が含まれ、かつ暴力犯罪の前歴を有する仮釈放者、保護観察付執行猶予者、保護観察処分少年及び少年院仮退院者
 ② 今回の刑事施設への収容中に執行された刑のうち、暴力犯罪により言い渡されたものが複数ある仮釈放者又は保護観察付一部執行猶予者

➢ 保護観察付全部執行猶予者及び保護観察処分少年について、プログラム受講を特別遵守事項に定めることが相当である旨の裁判所の意見が示された者
 ➢ 保護観察処分少年及び少年院仮退院者について、18歳以上の者のうち、必要性が認められる者

暴力犯罪とは

殺人・傷害・傷害致死・暴行・逮捕又は監禁・逮捕又は監禁致死傷・強盗・強盗致死傷・暴力行為等処罰二関入ル法律違反（うち暴行・傷害のみ）・組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反（うち殺人・逮捕・監禁のみ）

プログラムの内容

- ワークブックを用いて、自己の暴力について分析させ、怒りや暴力につながりやすい考え方の変容や暴力の防止に必要な知識の習得を促し、再び暴力を起こさうな危機場面での対処法、対人関係の技術、暴力につながる生活態度を習得させる。
- 対処方法は、身体の状態の変化を体験させたり、対人スキルの練習、ロールプレイなどを通じて体験的に習得させる。
- 保護観察官が個別処遇又は集団処遇によりおおむね2週間に1回実施し、受講者とともに個別具体的な再発防止計画を作成する。

ワークブックの課題内容

課程	学習内容
導入	暴力防止プログラムの受講に当たって プログラムの目的及び概要について説明し、事件や当時の生活を振り返らせ、受講の動機付けを高める。
1	暴力をふるうということ 行動のコントロールによって暴力を止められること、暴力の被害者のごとく、暴力の責任などを学ばせる。
2	暴力につながる考え方や問題 暴力に陥りやすい考え方があることを理解させ、暴力につながる考え方や問題への変化を促す。
3	私にとっての危険信号 暴力を振るいそうな場面、身体の状態などを把握させ、危機場面での具体的な対処方法を習得させる。
4	暴力をふるわないための取組 良好な対人関係のために必要な話し方や態度、ストレスへの取組等、普段からできる取組を習得させる。
5	二度と暴力をふるわないために 対処方法を整理し、二度と暴力を振るわないための具体的な再発防止計画を立てさせる。

DV・飲酒の問題に応じ教育内容を追加

パートナーとの関係

飲酒の問題

出典：法務省資料による。

資 4-62-7 保護観察所における飲酒運転防止プログラムの概要


飲酒運転防止プログラム

対象

特別遵守事項によって受講を義務付けられる者

- 保護観察に付される理由となった犯罪事実中に以下の罪に当たる事実が含まれる仮釈放者、保護観察付執行猶予者、保護観察処分少年又は少年院仮退院者
- ▶ 保護観察付全部猶予者及び保護観察処分少年について、プログラム受講を特別遵守事項に定めることが相当である旨の裁判所の意見が示された者
- ▶ 保護観察処分少年及び少年院仮退院者について、18歳以上の者のうち、必要性が認められる者

① 危険運転致死傷（自動車等の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第2条（第1号に限る。）及び第3条第1項）※
 ② 酒酔い運転（道路交通法第117号の2第1号）
 ③ 酒気帯び運転（道路交通法第117号の2の2第3号）
 ④ 過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱（自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第4条）※
 ※ アルコールの影響による行為に係るものに限る。同法第6条第1項から第3項により無免許運転による刑の加重を受ける場合を含む。

保護観察開始	プログラムの内容		ワークブックの課題内容	保護観察終了											
	<ul style="list-style-type: none"> ● ワークブックを用いて、アルコールに関する正しい知識を得るとともに、自己の飲酒状況について振り返りを行い、再び飲酒運転を繰り返さないための対処方法等を考えさせる。 ● アルコールに関する専門医療機関や自助グループに関する知識を付与することによって、適切な措置を受けよう働き掛ける。 ● 保護観察官が個別処遇又は集団処遇によりおおむね2週間に1回実施し、受講者とともに個別具体的な再発防止計画を作成する。 		<table border="1"> <thead> <tr> <th>課程</th> <th>学習内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>導入</td> <td>オリエンテーション プログラムの目的及び概要を説明した上でアセスメントを実施し、処遇につながる情報を入力する。</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>飲酒運転の影響について考える 飲酒運転の結果を振り返らせ、飲酒運転を繰り返さないことへの動機付けをする。</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>アルコールが運転や心身に及ぼす影響について学ぶ アルコールが運転や心身に及ぼす影響について学ばせ、自分とアルコールとの関係について振り返らせる。</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>アルコールのもたらす悪影響について学ぶ アルコールやアルコール依存症について理解を深めさせ、一般的な問題解決手段についての知識を習得させる。</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>飲酒運転につながる危険な状況を知る 飲酒運転のひきかねとなること等を特定し、そのひきかねに合った場合及び出会わないための対処方法を考えさせる。</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>飲酒運転をしないための対処方法を考える 飲酒運転をしないための再発防止計画を作成し、これから実行していくことへの動機を高めさせる。</td> </tr> </tbody> </table>		課程	学習内容	導入	オリエンテーション プログラムの目的及び概要を説明した上でアセスメントを実施し、処遇につながる情報を入力する。	1	飲酒運転の影響について考える 飲酒運転の結果を振り返らせ、飲酒運転を繰り返さないことへの動機付けをする。	2	アルコールが運転や心身に及ぼす影響について学ぶ アルコールが運転や心身に及ぼす影響について学ばせ、自分とアルコールとの関係について振り返らせる。	3	アルコールのもたらす悪影響について学ぶ アルコールやアルコール依存症について理解を深めさせ、一般的な問題解決手段についての知識を習得させる。	4
課程	学習内容														
導入	オリエンテーション プログラムの目的及び概要を説明した上でアセスメントを実施し、処遇につながる情報を入力する。														
1	飲酒運転の影響について考える 飲酒運転の結果を振り返らせ、飲酒運転を繰り返さないことへの動機付けをする。														
2	アルコールが運転や心身に及ぼす影響について学ぶ アルコールが運転や心身に及ぼす影響について学ばせ、自分とアルコールとの関係について振り返らせる。														
3	アルコールのもたらす悪影響について学ぶ アルコールやアルコール依存症について理解を深めさせ、一般的な問題解決手段についての知識を習得させる。														
4	飲酒運転につながる危険な状況を知る 飲酒運転のひきかねとなること等を特定し、そのひきかねに合った場合及び出会わないための対処方法を考えさせる。														
5	飲酒運転をしないための対処方法を考える 飲酒運転をしないための再発防止計画を作成し、これから実行していくことへの動機を高めさせる。														

出典：法務省資料による。

資 4-62-8 保護観察所における暴力防止プログラム（児童虐待防止版）の概要

暴力防止プログラム（児童虐待防止版）

暴力防止プログラム(児童虐待防止版)の試行の実施について

児童相談所への児童虐待相談対応件数が平成28年度に12万件を超え、虐待により年間約80人もの子供の命が失われている現状に鑑み、平成30年7月20日に「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」が閣議決定された。

保護観察所においても、「関係機関と連携しつつ、適切な指導や支援に取り組む」とこととされており、児童虐待により保護観察となった者の再犯防止を図ることが急務となっていることから、児童虐待加害者に特化した暴力防止プログラムを作成し、内容の適正化を測るため、一定期間、試行的に実施するものである。

受講対象者	<p>特別遵守事項によって受講を義務付けられる者</p> <p>① 保護観察に付される理由となった犯罪事実中に児童虐待防止法第2条第1項第1号(身体的虐待)が含まれる仮釈放者及び保護観察付執行猶予者</p> <p>② ①に該当しない者のうち、従前の暴力防止プログラムの受講が義務付けられる者であり、身体的虐待行為を反復する傾向が認められ、本プログラムによる実施が適切であると認められる者</p> <p>※保護観察付全部猶予者の場合は、プログラム受講を特別遵守事項に定めることが相当である旨の裁判所の意見が示された者</p>	ワークブックの課題内容について												
	内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ ワークブックを用いて、自己の暴力について分析させ、暴力につながりやすい考え方の変容や、暴力の防止に必要な知識のほか、<u>養育態度の振り返り、子供との適切な関わり、子供の発達についての知識</u>の習得を促す。 ○ 暴力を起こしそうな危機場面での対処法、対人関係の技術、暴力につながらない生活態度を習得させる。 ○ 対処方法として、<u>子供に対して本当にしなかったことへの気づきや、子供に対して気持ちが伝わりやすい言動等を、ロールプレイなどを通じて体験的に習得させる。</u> ○ 保護観察官が個別処遇により、おおむね2週間に1回実施し、受講者とともに個別具体的な再発防止計画を作成する。 	<table border="1"> <thead> <tr> <th>課程</th> <th>学習内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>暴力をふるうということ 事件当時の生活状況を振り返り、事件に至ったきっかけや考え方を整理する。</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>子供の気持ち・暴力につながりやすい考え方 子供の気持ちを考え、暴力につながりやすい考え方の癖を知り、柔軟な考え方を考える。</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>危険信号と対処 暴力をふるいそうな場面、身体の状態などを把握させ、危機場面での具体的な対処方法を習得する。</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>暴力をふるわないための取組 気持ちが伝わりにくい言動や伝わりやすい言動を知り、ロールプレイを通して適切な方法を実践的に学ぶ。</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>二度と暴力をふるわないために 対処方法を整理し、二度と暴力をふるわないための具体的な再発防止計画を立てる。</td> </tr> </tbody> </table>	課程	学習内容	1	暴力をふるうということ 事件当時の生活状況を振り返り、事件に至ったきっかけや考え方を整理する。	2	子供の気持ち・暴力につながりやすい考え方 子供の気持ちを考え、暴力につながりやすい考え方の癖を知り、柔軟な考え方を考える。	3	危険信号と対処 暴力をふるいそうな場面、身体の状態などを把握させ、危機場面での具体的な対処方法を習得する。	4	暴力をふるわないための取組 気持ちが伝わりにくい言動や伝わりやすい言動を知り、ロールプレイを通して適切な方法を実践的に学ぶ。	5
課程	学習内容													
1	暴力をふるうということ 事件当時の生活状況を振り返り、事件に至ったきっかけや考え方を整理する。													
2	子供の気持ち・暴力につながりやすい考え方 子供の気持ちを考え、暴力につながりやすい考え方の癖を知り、柔軟な考え方を考える。													
3	危険信号と対処 暴力をふるいそうな場面、身体の状態などを把握させ、危機場面での具体的な対処方法を習得する。													
4	暴力をふるわないための取組 気持ちが伝わりにくい言動や伝わりやすい言動を知り、ロールプレイを通して適切な方法を実践的に学ぶ。													
5	二度と暴力をふるわないために 対処方法を整理し、二度と暴力をふるわないための具体的な再発防止計画を立てる。													

出典：法務省資料による。

資 4-62-9 保護観察所における類型別処遇の概要

類型別処遇

類型別処遇の目的		類型の区分	
<p>保護観察対象者の問題性その他の特性を、その犯罪・非行の態様等によって類型化して把握し、各類型ごとに共通する問題性等に焦点を当てた処遇の方法等に関する知見を活用した保護観察を実施するための指針（※）を定め、犯罪又は非行の要因及び改善更生に資する事項に関する分析、保護観察の実施計画の作成並びにその実施等に活用することにより、保護観察の実効性を高めることを目的とするもの。</p>		関係性領域	児童虐待
			配偶者暴力
			家庭内暴力
			ストーカー
		不良集団領域	暴力団等
			暴走族
			特殊詐欺
		社会適応領域	就労困難
			就学（中学生）
			精神障害（発達障害、知的障害）
		嗜癖領域	高齢
			薬物
			アルコール
			性犯罪
			ギャンブル
			嗜癖的窃盗

※類型別処遇ガイドライン

類型別処遇を実施するための指針として作成したものであり、右記4領域16類型について、その定義を述べた上で、見立てをするための視点を提示し、そのための情報収集の留意事項を記載したほか、各類型に適合した処遇の方法の例を記載している。

出典：法務省資料による。

資 4-62-10 保護観察における社会貢献活動

保護観察における社会貢献活動

Point 社会貢献活動とは

保護観察対象者に地域社会の利益の増進に寄与する社会的活動を行わせ、善良な社会の一員としての意識の涵養及び規範意識の向上を図るもの **特別遵守事項で設定**

ねらい（処遇効果）

社会性

社会経験を積み、コミュニケーション能力が向上することなどにより、社会性が向上する

自己有用感

達成感を得たり、感謝される体験をしたりすることにより、自己有用感が高まる

心理的安定

社会的孤立が改善されることにより、心理的に安定する

規範意識

しよく罪の意識が高まることなどにより、規範意識が強化される

社会貢献活動の在り方を考える検討会
H30.9~H31.2

法学、教育、福祉、心理等の有識者がH27.6の運用開始以降の実施状況について検証し、今後の運用の在り方を検討

実施対象者

個々の特性を見極めた上で、処遇効果が見込まれる保護観察対象者を幅広く選定することが可能に

実施回数

一律5回とされていた活動の標準回数を3回（上限5回）に変更し、より弾力的な運用が可能に

等、運用を見直し

活動内容（イメージ）



出典：法務省資料による。

3 犯罪被害者等の視点を取り入れた指導等【施策番号 63】

法務省は、刑事施設において、罪の大きさや犯罪被害者等の心情等を認識させるとともに、犯罪被害者等に誠意を持って対応し、謝罪や被害弁償に向けた具体的な行動を考えさせるため、特別改善指導（【施策番号 62】参照）として「被害者の視点を取り入れた教育」（資 4-63-1 参照）を実施している（令和6年度受講開始人員は423人（令和5年度：481人））。

少年院では、全在院者に対し、被害者心情理解指導を実施している。また、特に被害者を死亡させ、又は被害者の心身に重大な影響を与えた事件を起こし、犯罪被害者や遺族に対する謝罪等について考える必要がある者に対しては、特定生活指導として、被害者の視点を取り入れた教育（資 4-63-2 参照）を実施しており、令和6年度は、63人（令和5年度：45人）が修了した。これらの指導の結果は、継続的な指導の実施に向け、保護観察所に引き継いでいる。

また、刑事施設及び少年院では、令和5年12月から、受刑者・在院者の矯正処遇等に被害者等の心情等をより直接的に反映し、被害者等の立場や心情への配慮等を一層充実させるとともに、受刑者等に反省や悔悟の情を深めさせ、その改善更生を効果的に図ることを目的として、刑の執行段階等における被害者等の心情等の聴取・伝達制度の運用を開始しており、令和6年中に心情等を伝達した件数は129件（刑事施設：92件、少年院37件）であった。

保護観察所では、犯罪被害者等の申出に応じて犯罪被害者等から被害に関する心情、犯罪被害者等の置かれている状況等を聴取し、保護観察対象者に伝達する制度（心情等聴取・伝達制度）において、当該対象者に被害の実情を直視させ、反省や悔悟の情を深めさせるための指導監督を徹底している（令和6年中に、心情等を伝達した件数は181件（令和5年：154件））。

なお、本制度は刑法等の一部を改正する法律による改正後の更生保護法が令和5年12月から施行されたことに伴い、犯罪被害者等からの申出に応じて、保護観察対象者に伝達する場合に限らず犯罪被害者等の心情等を聴取することができることとされ、聴取した心情等を保護観察における指導監督を行うに当たって考慮するなど、その適正な運用を図っている。

また、上記の改正更生保護法において、犯罪被害者等の被害の回復又は軽減に誠実に努めるよう、必要な指示等の措置をとることが保護観察対象者に対する指導監督の方法として加えられ、また、犯罪被害者等の被害を回復し、又は軽減するためにとった行動の状況を示す事実について、保護観察官又は保護司に申告し又は当該事実に関する資料を提示することが、保護観察における遵守事項の類型に加えられたことから、これらに基づく指導監督の充実を図るなど、犯罪被害者等の思いに応える保護観察処遇の一層の充実を図っている。なお、特に被害者を死亡させ若しくはその身体に重大な傷害を負わせた事件又は被害者に重大な財産的損失を与えた事件による保護観察対象者に対しては、しよく罪指導プログラム（資 4-63-3 参照）による処遇を行い、犯罪被害者等の意向にも配慮して、誠実に慰謝等の措置に努めるよう指導している（令和6年に、しよく罪指導プログラムの実施が終了した人員は1,726人（令和5年：1,502人））。

なお、矯正施設及び保護観察所では、家庭裁判所や検察庁等から送付される処遇上の参考事項調査票等に記載されている犯罪被害者等の心情等の情報を指導に活用している。

加えて、一定の条件に該当する保護観察対象者を日本司法支援センター（法テラス）^{※19}に紹介し、被害弁償等を行うための法律相談を受けさせたり、弁護士、司法書士等を利用して犯罪被害者等との示談交渉を行うなどの法的支援を受けさせており、保護観察対象者が、犯罪被害者等の意向に配慮しながら、被害弁償等を実行するよう指導・助言を行っている。

※ 19 日本司法支援センター（法テラス）
国により設立された、法による紛争解決に必要な情報やサービスを提供する公的な法人

資 4-63-1

刑事施設における被害者の視点を取り入れた教育の概要



地域社会とともに
開かれた矯正へ

刑事施設における特別改善指導

被害者の視点を取り入れた教育

- 対象者 被害者の命を奪い、又はその心身に重大な被害をもたらすなどの罪を犯し、被害者及びその遺族等に対する謝罪や被害弁償について特に考えさせる必要がある者
- 指導者 刑事施設の職員（教育専門官、調査専門官、刑務官）、民間協力者（犯罪被害者及びその遺族等、被害者支援団体、犯罪被害者問題に関する研究者、警察及び法曹関係者等）
- 指導方法 ゲストスピーカー等による講話、講義、視聴覚教材の視聴、グループワーク、役割交換書簡法、課題作文、個別面接等を適宜組み合わせる
- 指導内容等
 - 【導入プログラム】 刑執行開始時指導終了後おおむね1年以内に実施 1単元60～90分 全3単元
標準実施期間：1～3か月
 - 【準備プログラム】 導入プログラム終了後から本科プログラム開始までの間、年1回以上を標準とし対象者の刑期、資質及び指導の効果等を考慮して実施
 - 【本科プログラム】 1単元50分 全12単元 標準実施期間：3～6か月
 - 【継続プログラム】 本科プログラム終了後、年1回以上を標準とし、釈放前おおむね1年間は2回以上実施

■ 導入プログラム：受刑に対する気持ちを整理させ、犯した罪やその影響に向き合う心構えを作る。

オリエンテーション	・受講の目的と意義について理解させる。等
事件の振り返り	・自分の事件を振り返り、事件に至った自己の問題点について考えさせる。
被害者及びその遺族等の被害に関する心情及び置かれている状況の理解と今後の受刑生活の在り方	・被害者及びその遺族等の被害に関する心情及び置かれている状況について、事例を基に学ばせる。 ・受刑期間を通じて事件や被害者及びその遺族等に向き合う動機付けを高めさせる。等

■ 準備プログラム：自己の問題に目を向けさせ、被害者及びその遺族等の被害に関する心情及び置かれている状況並びに聴取した心情等に向き合わせるなどして、自らのしよく罪の在り方を模索させる。

本科プログラムへの準備	・本科プログラムの実施に向け、導入プログラム及び本科プログラムの各項目のうち、対象者に指導する必要性が高いと認められるものについて、当該項目に準じて行う。
-------------	---

■ 本科プログラム：自らの犯罪と向き合うことで、犯した罪の大きさや被害者及びその遺族等の被害に関する心情及び置かれている状況並びに聴取した心情等を認識させ、被害者及びその遺族等に誠意を持って対応していくとともに、再び罪を犯さない決意を固める。

オリエンテーション	・受講の目的と意義を理解させる。
命の尊さの認識	・命の尊さや生死の意味について、具体的に考えさせる。
被害者及びその遺族等の被害に関する心情及び置かれている状況並びに聴取した心情等の理解	・被害者及びその遺族等の被害に関する心情及び置かれている状況並びに聴取した心情等について、様々な観点から多角的に理解させる。
罪の重さの認識	・犯罪行為を振り返らせ、自分が犯した罪の重さ、大きさを認識させる。
謝罪及び被害弁償についての責任の自覚	・被害者及びその遺族等に対して、謝罪や被害弁償の責任があることについて自覚させる。
具体的な謝罪及び被害弁償の方法	・具体的な謝罪及び被害弁償の方法について自分の事件に沿って考えさせる。
再び罪を犯さない決意	・再び罪を犯さないための具体的方策を考えさせる。

ゲストスピーカー講演

■ 継続プログラム：再び罪を犯さない具体的な方法を考えさせるとともに、被害者及びその遺族等に対する謝罪や被害弁償に向けた具体的な行動を考えさせる。

継続的な指導の実施	・謝罪及び被害弁償についての責任の自覚を深め、その方法を具体化するため、導入プログラム及び本科プログラムの各項目のうち、対象者に指導する必要性が高いと認められるものについて、当該項目に準じて行う。
-----------	--



被害者及びその遺族等の心情や置かれている状況等について、犯罪被害者等を刑事施設に招へいし、講演等を実施。

出典：法務省資料による。

資 4-63-2 少年院における被害者の視点を取り入れた教育の概要

少年院における特定生活指導（被害者の視点を取り入れた教育）

★ 指導目標

自己の犯罪・非行が与えた被害を直視し、その重大性や被害者の置かれている状況を認識するとともに、被害者及びその家族に対する謝罪の意思を高め、誠意を持って対応していくための方策について考える。

- 対象者 被害者を死亡させ又は生命、身体若しくは自由を害し心身に重大な影響を与えた事件を犯し、被害者等に対する謝罪等について考える必要がある者
- 指導内容 ①受講者全員に対して統一的行う中核プログラム、②受講者の個々の必要性に応じて選択的に行う周辺プログラム、③中核プログラム終了後に個別に行うフォローアップ指導を組み合わせて実施
- 実施結果 更生保護官署（保護観察所等）へ情報提供



指導内容の概要

中核プログラム

項目	指導内容	指導方法
① 中核プログラム (共通)	自己の与えた被害を直視し、非行の重大性や被害者等の現状を認識するとともに、被害者等に対する謝罪等の気持ちを高めるための指導	・「責任を考える」(ワークブック)を用いた個別指導又はグループワーク
② 周辺プログラム	被害者等の心情を正面から受け止めるための指導 (3級及び2級の段階に実施することが望ましい)	・ゲストスピーカーによる講話 ・個別面接指導 ・課題作文指導 ・読書指導 等
	自己の非行に目を向けるとともに、罪障感を高め、謝罪等に向けた決意を固めるための指導 (2級及び1級の段階に実施することが望ましい)	・ロールレタリング ・個別面接指導 ・課題作文指導 等
③ フォローアップ	中核プログラムの復習・見直しを行うとともに、出院後の生活を見据えた対応等を考えるための指導	・「責任を考える」(ワークブック)を用いた個別指導

- 実施形式 個別指導又はグループワーク
- 指導時間数 12単元

単元	指導科目
第1回	被害者の方等が受けた被害について理解する
第2回	自分と向き合う
第3回	事実と向き合う①
第4回	事実と向き合う②
第5回	事件への自分の関与について考える
第6回	被害者の方等の視点から考える
第7回	償いについて考える①
第8回	償いについて考える②
第9回	償いについて考える③
第10回	償いを実現するための方法について考える①
第11回	償いを実現するための方法について考える②
第12回	これからの生き方について考える

出典：法務省資料による。

資 4-63-3 保護観察所におけるしよく罪指導プログラムの概要

しよく罪指導プログラム

対 象

- 被害者を死亡させ若しくはその身体に重大な傷害を負わせた事件又は被害者に重大な財産的損失を与えた事件により保護観察に付された者（短期保護観察、交通短期保護観察及び更生指導を受けている者を除く）
- その他、被害の状況や被害者感情等も踏まえ、指導プログラムを実施することが必要と判断された者

目 的

対象者に、犯した罪の大きさを認識させ、悔悟の情を深めさせることを通じ、再び罪を犯さない決意を固めさせるとともに、被害者及びその家族又は遺族（以下「被害者等」という。）に対し、その意向に配慮しながら誠実に対応するよう促すことを目的とする。

実施方法

保護観察官及び保護司による個別指導
ワークブックに沿って各課程の内容について実施対象者と話し合いながら学習を行う



内 容

導 入 保護観察開始当初の面接等において、指導プログラムの内容、方法等必要な事項を説示するほか、自己の犯罪行為を振り返らせ、指導プログラムに取り組む動機付けを行う。

第1課程 自己の犯した罪の重さを認識させるとともに、加害者として負うべき責任について考えさせる。

第2課程 被害者等の心情や置かれている状況等を理解させる。

第3課程 被害者等に対する謝罪及び被害弁償に関する対応の状況や考えについて整理させる。

第4課程 具体的なしよく罪計画を策定させる。

しよく罪計画の実行に向けた指導、しよく罪計画の見直し



出典：法務省資料による。

COLUMN

7

発達上の課題を有する受刑者に対する処遇・
社会復帰支援モデル事業について

大阪刑務所・西日本成人矯正医療センター

刑事施設においては、成人期の発達障害（いわゆる大人の発達障害）を有する者が一定数おり、その特性を踏まえた処遇・社会復帰支援のためには、医学、心理学、社会福祉学等の様々な専門的な見地から多角的にアプローチしていくことが重要です。

大阪刑務所では、令和6年11月から、発達上の課題を有する受刑者に対する処遇・社会復帰支援モデル事業（以下「モデル事業」という。）を開始しました（【施策番号61】参照）。モデル事業では、西日本成人矯正医療センターに編成された、刑務官、調査専門官、教育専門官、作業療法士、福祉専門官及び看護師からなる多職種の職員によるチーム（以下「多職種チーム」という。）を大阪刑務所に派遣し、同所での発達上の課題を有する受刑者に対する様々な処遇・社会復帰支援を実施しています。多職種チームは、それぞれが有する経験や専門性を持ち寄り、協力し合うことで、発達上の課題を有する受刑者の特性に応じた処遇、社会復帰支援の充実強化を図ることを目的としています。

モデル事業の対象者は、大阪刑務所に収容されている、発達障害又はその疑いのある者及びこれに準じた者で、処遇上配慮を要するもののうち、一定の要件を満たすものとしており、その選定については、スクリーニングとしての「第一次選定」と、より詳細にアセスメントを行う「第二次選定」により行っています。対象者選定後は、モデル事業実施専用ユニット^{*}に編入され、多職種チームと大阪刑務所が連携・協力しながら、継続的なアセスメント、個人別処遇・支援計画の策定・定期的な見直し、個別担任の指名とチームカンファレンス等の取組を通じて、対象者に対し、特性に応じた作業と指導を柔軟に組み合わせた矯正処遇を実施するとともに、出所後を見据えた社会復帰支援を実施しています。また、処遇の実施に当たっては、発達上の課題を有する受刑者の特性に起因する精神的・心理的ストレスの緩和等を図るべく、生活空間に植物との触れ合いを介在させ、落ち着いた色合いを取り入れるなどの処遇環境への配慮も行っています。

令和6年11月18日には、大阪刑務所において、大阪府、大阪市、堺市、近畿地方更生保護委員会、大阪保護観察所、大阪矯正管区（令和7年度から近畿矯正管区に名称変更）、大阪刑務所及び西日本成人矯正医療センターの8機関が連携・協力し、発達上の課題を有する受刑者の再犯防止及び円滑な社会復帰に向けた新たな処遇・社会復帰支援に取り組むことを内容とした連携協定を締結しました。

本モデルの実施に当たっては、対象者が個々の発達上の課題を認識し、それを受容し、自身にとって、どのような支援が必要なのか、自身が抱えている生きづらさをどのように克服していくことができるかなどを主体的に考えられるようになることが非常に重要であり、社会復帰支援に関しても、一人一人の特性やニーズを踏まえ、出所後の生活を見据えた上で、在所中から必要な支援をする必要があります。それらの実施は簡単なことではなく、課題も多くあると感じていますが、刑事施設の職員による働き掛けだけでなく、在所中から関係機関等との連携・協力を密に進めることで、対象者に対する息の長い支援を実施し、対象者の円滑な社会復帰及び再犯防止の実現につなげていきたいと思えます。



協定締結式の様子



改善指導でのグループワークの様子

^{*} 本モデル事業の対象となる受刑者が、生活をしたり作業や改善指導を受けたりする専用のエリアであり、対象者の特性に配慮した居室、工場、教室、面接室等を整備している。